

自賠責共済規程の一部変更等について

平成 17 年 1 月

自動車損害賠償責任共済規程の一部変更

(1) 変更理由

平成17年4月1日に施行される農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律により、共済規程に関する規定が改正された。同時に、農業協同組合と全国共済農業協同組合連合会の自賠責共済の事業実施方式を、これまでの元受・再共済方式から共同元受方式に変更する。このため、農協及び全共連の共済規程について、これらの改正等に対応した変更を行うとともに、その他必要な規定の整備を行う必要がある。

(2) 変更内容

農業協同組合（農協）と全国共済農業協同組合連合会（全共連）の共済規程について、以下の変更を行う。

①農業協同組合法の改正等による変更

(イ) 自動車損害賠償責任共済約款による規定の整備（改正農業協同組合法第11条の7関係）

現行共済規程においては、農業協同組合法及び農林水産省令の規定にもとづき「共済契約に関する事項」が記載されている。しかし、共済契約に関する事項は、全共連が作成する自動車損害賠償責任共済約款に重複して記載されていることから、重複する共済規程の規定を削除し自動車損害賠償責任共済約款の記載に委ねることとする。

(ロ) 共済代理店に関する規定の追加（改正農業協同組合法第11条の9関係）

「組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者」を「共済代理店」と位置付ける規定が改正農業協同組合法（第11条の9第1項第4号）に設けられたことにより、農協及び全共連において共済代理店を実施することから、共済代理店に関する規定を追加する。

②自賠責共済の事業実施方式の変更に係る規定の整備

農協に万が一の事態が生じ、事業譲渡等の共済契約者保護手続をとることなく破産に至った場合、現行の農協元受・全共連再共済方式にあっては共済契約による保障を継続できないおそれがあることから、農業協同組合法の改正に併せ共済契約者の保護を万全にするため、農協と全共連の共同元受による自賠責共済の事業実施方式に変更する。これに伴い、全共連はこれまでの再共済者から共済契約の当事者となり、共済金等の支払債務は農協と全共連が連帯して負うこととなる。

このため、これまでの農協と全共連の間の再共済に関する規定を削除し、事業の共同に関する規定を追加する。

③その他所要の整備

- (イ) 道路運送車両法の改正により自動車の抹消登録の制度変更にもなう関係規定の整備
- (ロ) 国土交通省の陸運支局から運輸支局等への組織変更にもなう関係規定の整備

自動車損害賠償責任共済事業規約の一部変更

(1) 変更理由

全国労働者共済生活協同組合連合会（以下、「全労済」という。）は、平成 17 年 4 月 1 日に他の共済組合から自動車損害賠償責任共済事業を譲受け、他の共済組合には以後全労済の支部を設置する。

このため、全労済および全国労働者共済生活協同組合再共済連合会（以下、「再共済連」という。）の各共済事業規約について、これに対応した変更を行うとともに、道路運送車両法の改正にともなう規定の整備等の必要な規定の整備を行う必要がある。

(2) 変更内容

全労済および再共済連の共済事業規約について、以下の変更を行う。

① 自動車損害賠償責任共済事業の譲受け等による変更

- (イ) 共済事業の譲渡・譲受けに係る規定の変更（全労済および再共済連共通）
- (ロ) 共済事業の実施方法中の支部に係る規定の変更（全労済単独）

② 上記①以外の規定の整備

- (イ) 道路運送車両法の改正により自動車の抹消登録の制度変更にともなう関係規定の整備（全労済および再共済連共通）
- (ロ) 国土交通省の陸運支局から運輸支局等への組織変更にともなう関係規定の整備（全労済および再共済連共通）
- (ハ) その他、損保各社および JA 等の共済組合との整合性をはかる等の必要な規定の整備（全労済および再共済連共通）

自動車損害賠償責任共済事業規約の廃止

(1) 廃止理由

自動車損害賠償責任共済を全国労働者共済生活協同組合再共済連合会に共済契約の全額を再共済する形式で実施している次の共済組合は、コスト削減および契約者の利便性の向上を目的として、各共済組合の自動車損害賠償責任共済事業の全部を全国労働者共済生活協同組合連合会（以下、「全労済」という。）に平成17年4月1日付けで譲渡する。このため、各共済組合の共済事業規約を廃止する必要がある。

- ・ 電気通信産業労働者共済生活協同組合
- ・ 全逋信労働者共済生活協同組合
- ・ 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
- ・ 全国森林関連産業労働者共済生活協同組合
- ・ 全日本たばこ産業労働者共済生活協同組合
- ・ 全日本水道労働者共済生活協同組合

(2) 廃止内容

電気通信産業労働者共済生活協同組合、全逋信労働者共済生活協同組合、全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合、全国森林関連産業労働者共済生活協同組合、全日本たばこ産業労働者共済生活協同組合および全日本水道労働者共済生活協同組合の自動車損害賠償責任共済事業規約を平成17年4月1日をもって廃止する。

自動車損害賠償責任共済規程の一部変更

(1) 変更理由

道路運送車両法の一部を改正する法律(平成17年1月1日施行)また国土交通省設置法の一部を改正する法律(平成14年7月1日施行)により、自動車損害賠償保障法施行規則の一部が改正された。このため全国自動車共済協同組合連合会及び傘下6自動車共済協同組合の共済規程について、これらの改正に対応した変更を行なうとともに、その他必要な規程の整備を行う必要がある。

(2) 変更内容

全国自動車共済協同組合連合会(全自共)、北海道自動車共済協同組合、東北自動車共済協同組合、関東自動車共済協同組合、中部自動車共済協同組合、近畿自動車共済協同組合、西日本自動車共済協同組合の共済規程について、以下の変更を行う。

- ① 道路運送車両法の改正により自動車の抹消登録の制度変更にもなう関係規定の整備
- ② 国土交通省の陸運支局から運輸支局等への組織変更にもなう関係規定の整備
- ③ その他、損保各社およびJA等の共済組合との整合性をはかる等の必要な規定の整備

変 更 案	現 行
<p data-bbox="315 341 904 371">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p data-bbox="181 472 277 502">〔削る。〕</p>	<p data-bbox="1346 341 1823 371">附属書 自動車損害賠償責任共済規程</p> <p data-bbox="1487 472 1682 502">第1章 再共済</p> <p data-bbox="1487 600 1682 630">第1節 総 則</p> <p data-bbox="1151 727 1285 758"><u>(定 義)</u></p> <p data-bbox="1151 791 2024 885">第1条 <u>この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="1151 919 1861 949"><u>(1) 法 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）</u></p> <p data-bbox="1151 983 1957 1013"><u>(2) 令 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）</u></p> <p data-bbox="1151 1046 1756 1077"><u>(3) 自動車 法第2条第1項に規定する自動車</u></p> <p data-bbox="1151 1110 1697 1141"><u>(4) 運行 法第2条第2項に規定する運行</u></p> <p data-bbox="1151 1174 1756 1204"><u>(5) 保有者 法第2条第3項に規定する保有者</u></p> <p data-bbox="1151 1238 1756 1268"><u>(6) 運転者 法第2条第4項に規定する運転者</u></p> <p data-bbox="1151 1302 1890 1332"><u>(7) 共済契約 法第11条第2項に規定する責任共済の契約</u></p> <p data-bbox="1151 1366 1951 1396"><u>(8) 再共済契約 共済契約によって負う共済責任の再共済契約</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>(再共済の引受けの範囲)</u></p> <p><u>第2条 この会は、この会の会員である農業協同組合（以下この章において「会員」という。）以外の者と再共済契約を締結しないものとする。</u></p> <p><u>2 この会は、会員が行政庁の承認を受けた共済規程及びこの会が農林水産大臣の承認を受けた共済約款に基づいて締結された共済契約により負う共済責任でなければ、その再共済の引受けをしないものとする。</u></p> <p><u>3 この会が再共済契約により負う再共済責任は、会員が当該再共済契約に係る共済契約により負う共済責任と同一の範囲とする。</u></p> <p><u>(再共済掛金率)</u></p> <p><u>第3条 再共済掛金率は、この会が、この会に設置された共済約款・共済掛金率審議委員会の議を経、農林水産大臣の承認を受けて定めたものによる。</u></p> <p><u>(再共済責任の保有)</u></p> <p><u>第4条 この会は、再共済契約により負う再共済責任のすべてを保有する。</u></p>

変 更 案	現 行
	<p style="text-align: center;"><u>第2節 再共済契約の締結</u></p> <p><u>(再共済の引受けに関する基本契約)</u></p> <p><u>第5条 この会は、会員と再共済契約の引受けに関する基本契約を締結するため、自動車損害賠償責任再共済の引受けに関する基本契約書を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 この会は、再共済契約を締結するときは、この会が前項により定めた自動車損害賠償責任再共済の引受けに関する基本契約書により、あらかじめこの会と会員との間に締結された再共済の引受けに関する基本契約によつてするものとする。</u></p> <p><u>3 この会の再共済を利用しようとする会員は、あらかじめ、その定款及び共済規程をこの会に提出して、前項の基本契約の申込みをしなければならない。</u></p> <p><u>(再共済契約の成立)</u></p> <p><u>第6条 会員は、共済契約が成立したときは、当該共済契約に係る再共済契約の申込みをしなければならない。</u></p> <p><u>2 この会は、前項の申込みがあつたときは、当該申込みを承諾するものとする。この場合には、再共済契約は、当該再共済契約に係る</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>共済契約が成立した時に成立したものとみなす。</u></p> <p><u>3 会員は、この会が再共済契約の申込みを承諾したときは、当該再共済契約に係る共済契約の成立の日の属する月の翌月の末日までに、再共済掛金を払い込まなければならない。</u></p> <p><u>4 会員がこの会から共済契約を承継したときは、その時に、この会と当該会員との間に当該共済契約に係る再共済契約が成立したものとみなす。</u></p> <p><u>(再共済期間の始期及び終期)</u></p> <p><u>第7条 再共済契約の再共済期間の始期及び終期は、当該再共済契約に係る共済契約の共済期間の始期及び終期と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 再共済金等の支払</u></p> <p><u>(再共済金等の支払事由及び額)</u></p> <p><u>第8条 この会は、会員が共済金を支払わなければならない場合に、共済金の額と同額の再共済金を会員に支払うものとする。</u></p> <p><u>2 この会は、会員が損害賠償額（法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項に規定する損害賠償額をいう。以下同じ。）又</u></p>

変 更 案	現 行
	<p>は仮渡金（法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない場合に、損害賠償額又は仮渡金の額と同額の金額を会員に支払うものとする。</p> <p>3 この会は、会員が損害賠償額又は仮渡金を支払った場合において、当該損害賠償額又は仮渡金を支払ったことにより共済金を支払ったものとみなされたときは、前項の規定によりこの会が支払った金額のうち当該支払ったものとみなされた額に相当する額につき、再共済金を支払ったものとみなす。</p> <p>4 この会は、会員が仮渡金の返還を受けた場合には、その返還を受けた額に相当する金額の返還を会員に請求するものとする。</p> <p><u>(再共済金等の支払手続)</u></p> <p>第9条 会員は、再共済契約に係る共済契約につき、共済事故が発生したことを知つたときは、ただちに、その旨をこの会に通知しなければならない。</p> <p>2 会員は、共済金、損害賠償額又は仮渡金（以下「共済金等」という。）の支払の請求を受けたときは、ただちに、共済金等を受け取るべき者から提出のあつた書類をこの会に提出して再共済金又は前</p>

変 更 案	現 行
	<p><u>条第2項に規定する金額の支払を請求しなければならない。</u></p> <p><u>3 再共済金及び損害賠償額に係る前条第2項に規定する金額は、調査のために特に日時を要する場合を除き、前項の書類がこの会に到達した日からその日を含めて20日以内に支払うものとする。</u></p> <p><u>4 仮渡金に係る前条第2項に規定する金額は、第2項に規定する書類がこの会に到達した後遅滞なく、支払うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4節 再共済契約の異動</u></p> <p><u>(通知義務)</u></p> <p><u>第10条 会員は、共済契約申込書に記載した事項に変更があつた場合には、遅滞なく、書面によりその旨をこの会に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(再共済契約者の異動)</u></p> <p><u>第11条 会員は、他の会員から共済契約を承継したときは、当該共済契約に係る再共済契約による権利義務も、同時に、承継するものとする。この場合には、会員は、ただちに、この会に共済契約承継通知書により通知しなければならない。</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>(再共済契約の無効)</u></p> <p><u>第12条 共済契約が無効の場合には、当該共済契約に係る再共済契約も、無効とする。</u></p> <p><u>(再共済契約の解除)</u></p> <p><u>第13条 共済契約が解除されたときは、当該共済契約に係る再共済契約も、同時に、解除されたものとする。</u></p> <p><u>(再共済契約の払戻し)</u></p> <p><u>第14条 この会は、共済契約が無効の場合において、会員が共済掛金を共済契約者に払い戻すときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金を会員に払い戻すものとする。</u></p> <p><u>2 この会は、共済契約が失効し、又は解除された場合において、会員が共済掛金の一部を共済契約者に払い戻すときは、別に定めるところにより、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金の一部を会員に払い戻すものとする。</u></p> <p><u>(再共済掛金の減額、増額等)</u></p> <p><u>第15条 会員が共済契約につきその共済掛金を減額し、又は増額した</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>ときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金も、同時に、減額され、又は増額されたものとする。</u></p> <p><u>2 この会は、前項の規定により再共済掛金が減額され、又は増額されたときは、別に定めるところにより、再共済掛金の過不足の額を払い戻し、又はこれを追徴するものとする。</u></p> <p><u>3 この会は、会員が共済契約につきその共済掛金を訂正したことにより共済掛金の過不足の額を払い戻し、又は追徴したときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金の過不足の額を払い戻し、又は追徴するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5節 割戻金の割戻し</u></p> <p><u>(割戻金の割戻し)</u></p> <p><u>第16条 この会は、理事会の議決を経て、自動車損害賠償責任に係る割戻準備金を取り崩し、これを再共済契約に対する割戻金として会員に割り戻すことができる。</u></p> <p><u>2 前項の割戻金の割戻しは、割戻しをする日の属する事業年度の前事業年度に再共済期間が満了した再共済契約に対してするものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>3 会員に対する第1項に規定する割戻金の割戻しは、会員の払い込むべき再共済掛金の額から当該会員に割り戻すべき金額を差し引いてすることができる。</u></p> <p><u>4 この会は、再共済約の締結に当たり、確定金額の割戻しを約さないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6節 其他事業の実施に関し必要な事項</u></p> <p><u>(再共済契約の移転及び消滅)</u></p> <p><u>第17条 会員が共済契約をこの会に移転したときは、当該共済契約に係る再共済契約は、その時において消滅する。</u></p> <p><u>(その他事項)</u></p> <p><u>第18条 この会は、この章に規定する場合のほか、再共済契約の変更の取扱いをしないものとする。</u></p> <p><u>2 この会は、再共済契約につき、特約をしないものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>事業の実施方法に関する事項</u></p> <p>(定 義)</p> <p><u>第1条</u> この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）</p> <p>(2) 令 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）</p> <p>(3) 自動車 法第2条第1項に規定する自動車</p> <p>(4) 運行 法第2条第2項に規定する運行</p> <p>(5) 保有者 法第2条第3項に規定する保有者</p> <p>(6) 運転者 法第2条第4項に規定する運転者</p> <p>(7) 共済契約 法第11条第2項に規定する責任共済の契約</p> <p>(8) 保険契約 法第11条第1項に規定する責任保険の契約</p> <p><u>(9) 共済約款</u> <u>この共済規程に附属する自動車損害賠償責任共済約款</u></p> <p><u>(10) 算出方法書</u> <u>この共済規程に附属する共済掛金及び責任準備金の算出方法書</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 共 済</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>総 則</u></p> <p>(定 義)</p> <p><u>第19条</u> この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）</p> <p>(2) 令 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）</p> <p>(3) 自動車 法第2条第1項に規定する自動車</p> <p>(4) 運行 法第2条第2項に規定する運行</p> <p>(5) 保有者 法第2条第3項に規定する保有者</p> <p>(6) 運転者 法第2条第4項に規定する運転者</p> <p>(7) 共済契約 法第11条第2項に規定する責任共済の契約</p> <p>(8) 保険契約 法第11条第1項に規定する責任保険の契約</p>

変 更 案	現 行
<p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>（事業の共同）</u></p> <p><u>第2条 この会は、この会の会員である農業協同組合（以下この章において「組合」という。）と共同して事業（以下この章において「共同事業」という。）を行い、又は単独で事業（以下この章において「単独事業」という。）を行う。</u></p> <p><u>2 この会は、共同事業を行うため、共済事業の共同実施に関する契約書（次項において「共同事業契約書」という。）を定める。</u></p> <p><u>3 この会は、共同事業を行うときは、共同事業契約書により、あらかじめこの会と組合との間に締結した共同事業を行うための契約によつてする。</u></p> <p><u>4 この会が共同事業において共済契約により負う責任は、組合と連帯して負うこととし、その負担割合は百分の百とする。</u></p> <p><u>（共済の目的の範囲）</u></p> <p><u>第3条 共済の目的は、自動車の日本国内（日本国外における日本船舶内を含む。）における運行によつて他人の生命又は身体を害したことにより、被共済者が<u>負った</u>法律上の損害賠償責任とする。</u></p>	<p><u>（共済の目的の範囲）</u></p> <p><u>第20条 共済の目的は、自動車の日本国内（日本国外における日本船舶内を含む。）における運行によつて他人の生命又は身体を害したことにより、被共済者が<u>負つた</u>法律上の損害賠償責任とする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(被共済者の範囲)</p> <p><u>第4条</u> 被共済者は、自動車の保有者及びその運転者とする。</p> <p>[新設]</p> <p><u>(共済代理店の権限)</u></p> <p><u>第5条</u> この会は、共済代理店を設置することができる。</p> <p><u>2 共済代理店が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。</u></p> <p><u>(1) 共済契約の締結の代理又は媒介</u></p> <p><u>(2) 共済掛金の収受に関する業務</u></p> <p><u>(3) その他この会が定めた事項に関する業務</u></p> <p><u>(共済金額の制限)</u></p> <p><u>第6条</u> 共済金額は、令第12条において準用する令第2条に定める金額とする。</p> <p>[削る。]</p>	<p>(被共済者の範囲)</p> <p><u>第21条</u> 被共済者の<u>範囲</u>は、自動車の保有者及びその運転者とする。</p> <p><u>(共済金額及び共済期間の制限)</u></p> <p><u>第22条</u> 共済金額は、令第12条において準用する令第2条に定める金額とする。</p> <p><u>2 共済期間は、この会が定めたものによる。</u></p> <p><u>(再共済に関する規定の準用)</u></p> <p><u>第23条</u> <u>第3条の規定は共済掛金率について、第4条の規定は共済責任の保有について準用する。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 共済契約の締結</u></p> <p><u>(共済契約締結の単位)</u></p> <p><u>第24条 共済契約は、自動車1両ごとに締結するものとする。</u></p> <p><u>(共済約款による契約の締結)</u></p> <p><u>第25条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し共済約款を提示し、かつ、これによるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の共済約款は、この会が、農林水産大臣の承認を受けて定め</u> <u>たものによる。</u></p> <p><u>(共済契約の申込み)</u></p> <p><u>第26条 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書をこ</u> <u>の会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載するものと</u> <u>し、その様式は、この会が定めたものによる。</u></p> <p><u>(1) 共済事業の種類</u></p> <p><u>(2) 共済の目的</u></p> <p><u>(3) 共済責任の始期及び共済期間</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[新設]</p> <p><u>(共済期間の制限)</u></p> <p>第7条 <u>共済期間は、通常1年ないし2年とするが、1年未満又は2年超の共済契約を締結することがある。</u></p> <p><u>(共済契約者及び被共済者の選択並びに共済契約者の範囲)</u></p> <p>第8条 <u>この会は、共済契約の申込みに対しては、共済契約者及び被共済者の選択を行わない。ただし、令第11条各号に掲げる理由がある場合については、別に定めるところにより引受けをしないことができる。</u></p> <p>[新設]</p> <p>2 <u>この会は、共同事業により共済契約を締結する。ただし、組合の定款に規定する員外利用の範囲を超えてはならない。</u></p>	<p><u>(4) 共済掛金</u></p> <p><u>(5) 共済契約の申込みをする者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p><u>(6) その他この会が定めた事項</u></p> <p><u>(共済契約の承諾)</u></p> <p>第27条 この会は、<u>前条第1項の規定による申込みがあつたときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第24条第2項第1号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第11条各号に掲げる理由がある場合には別に定めるところにより当該申込みを承諾しないことができるものとする。</u></p> <p>2 <u>この会は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が所有権その他の権原に基づき専ら自己のために運行の用に供する自動車について</u></p>

変 更 案	現 行
<p>3 <u>前項の規定にかかわらず、この会は、この会の定款に規定する員外利用の範囲を超えない場合であって、次の各号のいずれかに該当するときに限り、単独事業により共済契約を締結することができる。</u></p> <p><u>(1) 自動車損害賠償責任共済を取り扱わない組合の地区内に住所又は事務所を有する者</u></p> <p><u>(2) 組合と共済契約を締結することが地理的事情により困難と認められる者</u></p> <p><u>(3) 組合の地区内に住所又は事務所を有する者。ただし、当該組合の定款に定める員外利用の範囲を超えないときに限る。</u></p> <p>[削る。]</p>	<p><u>ての共済契約の申込みである場合には、前条第1項に規定する申込みを承諾しないものとする。</u></p> <p><u>ア 自動車損害賠償責任共済の事業を行っている農業協同組合（以下この項において「組合」という。）の組合員若しくはその者と同一の世帯に属する者又は役職員</u></p> <p><u>イ 組合の地区の全部若しくは一部をその地区とする農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく法人又はその組合員若しくは会員</u></p> <p><u>ウ 組合の地区内に住所又は事務所を有する者（組合と共済契約を締結することが地理的事情により困難と認められる者を除く。）</u></p> <p><u>（共済掛金の収納）</u></p> <p><u>第28条 この会は、共済契約の申込みを承諾したときは、同時に、共済掛金を収納するものとする。</u></p> <p><u>（共済期間の始期及び終期）</u></p>

変 更 案	現 行
<p>〔削る。〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>（被共済自動車の検査）</u></p> <p>第9条 この会は、共済証書に記載されている自動車（以下この節において「被共済自動車」という。）について、官庁の厳重な監督及び検査を受けているため、特に検査を行わない。</p> <p><u>（共済契約締結の手続）</u></p> <p>第10条 この会は、共済契約申込者に対し、共済契約申込書に記入させ、これを提出させる。</p> <p>2 この会は、共済契約の申込みがあったときは、第8条に定めるところに従い、当該申込みを承諾する。</p> <p>3 この会は、共済掛金を収納したときは、自動車損害賠償責任共済証明書（次項において「共済証明書」という。）を共済契約者に交付</p>	<p>第29条 <u>共済期間は、共済契約の成立の時からその末日の午前12時までとする。ただし、共済契約者があらかじめ共済期間の始期を指定したときは、その時から共済期間の末日の午前12時までとする。</u></p> <p><u>（共済証明書等の交付）</u></p> <p>第30条 この会は、共済掛金を収納したときは、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「共済証明書」という。）を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 この会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律</p>

変 更 案	現 行
<p>する。</p> <p>4 この会は、検査対象外軽自動車、原動機付自転車又は締約国登録自動車について共済証明書を交付したときは、共済標章を共済契約者に交付する。</p> <p>5 この会は、共済契約者から請求があつたときは、共済証書を作成し、共済契約者に交付する。</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p><u>第185号) 第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車又は締約国登録自動車(道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和39年法律第109号)第2条第2項に規定する締約国登録自動車をいう。)</u>について共済証明書を交付したときは、共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>3 この会は、共済契約者から請求があつたときは、共済証書を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>4 前項の共済証書には、次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、この会が定めたものによる。</p> <p>(1) <u>第26条第2項第1号から第4号までに掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>共済契約者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p>(3) <u>契約日</u></p> <p>(4) <u>共済証書の作成日</u></p> <p>(5) <u>その他この会が定めた事項</u></p> <p>5 <u>この会は、法第9条の4において準用する法第7条第4項の規定により共済契約者から請求があつたときは、共済契約者に共済証明書を再交付するものとする。</u></p> <p>6 <u>この会は、法第9条の4において準用する法第9条の2第4項の</u></p>

変 更 案	現 行
<p>〔削る。〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>（共済掛金の収納）</u></p> <p><u>第11条 共済掛金は、共済契約の申込みの承諾と同時に収納する。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p><u>（共済証書及び共済契約申込書の記載事項及び様式）</u></p> <p><u>第12条 共済証書には、次に掲げる事項を記載する。</u></p> <p><u>（1）共済種類</u></p> <p><u>（2）共済の目的</u></p> <p><u>（3）共済責任の始期及び共済期間</u></p> <p><u>（4）共済掛金</u></p> <p><u>（5）共済契約者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p><u>（6）契約日</u></p> <p><u>（7）共済証書の作成日</u></p>	<p><u>規定により共済契約者から請求があつたときは、共済契約者に共済標章を再交付するものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p><u>2 共済契約申込書には、前項第1号から第5号までに掲げる事項を記載する。</u></p> <p><u>3 共済証書、共済契約申込書並びにその他この章及び共済約款に規定する書類の様式は、この会が定めた様式による。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(共済責任の再保険)</u></p> <p><u>第13条 この会は、自動車損害賠償責任共済にあつては、再保険（共済契約により負う共済責任を保険することをいう。）しない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、法第28条の4に規定する共同プール事務を妨げるものではない。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(共済契約の特約)</u></p> <p><u>第14条 この会は、共済契約につき、特約を付すことができない。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(契約者割戻し)</u></p> <p><u>第15条 この会は、契約者割戻しをすることができる。</u></p>	

変 更 案	現 行
<p>〔新設〕</p> <p><u>(共済約款の規定による貸付け)</u></p> <p>第16条 <u>この会は、共済契約による貸付けに関する規定を設けない。</u></p> <p>〔削る。〕</p> <p>〔削る。〕</p>	<p style="text-align: center;">第3節 <u>共済金等の支払</u></p> <p><u>(共済金等の支払事由)</u></p> <p>第31条 <u>この会は、被共済者が、共済証明書に記載されている自動車</u> <u>(以下「被共済自動車」という。)の運行によつて他人の生命又は</u> <u>身体を害した場合において、法律上の損害賠償責任を負つたことに</u> <u>よる損害を受けたときは、被共済者に共済金を支払うものとする。</u> <u>ただし、その損害が共済契約者又は被共済者の悪意によつて生じた</u> <u>ものである場合には、共済金を支払わないものとする。</u></p> <p>2 <u>この会は、被共済自動車の保有者たる被共済者が法第3条に規定</u> <u>する損害賠償責任を負つた場合において被害者から請求があつたと</u> <u>きは、被害者に損害賠償額を支払うものとする。</u></p> <p>3 <u>この会は、被共済者が被害者に損害の賠償をした場合において、</u> <u>被共済者に共済金を支払つたときは、前項の規定にかかわらず、当</u> <u>該共済金の額に相当する額については、被害者に損害賠償額を支払</u> <u>わないものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定によりこの会が被害者に損害賠償額を支払つたとき</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>は、共済契約者又は被共済者の悪意によつて損害が生じた場合を除き、この会が被共済者に当該損害賠償額に相当する額の共済金を支払つたものとみなす。</u></p> <p><u>5 この会は、被共済自動車の保有者たる被共済者が被共済自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害した場合において被害者から請求があつたときは、被害者に仮渡金を支払うものとする。</u></p> <p><u>(重複契約の場合の免責)</u></p> <p><u>第31条の2 この会は、被共済自動車につき、当該共済契約よりも締結した時が早い他の共済契約又は保険契約があり、かつ、被共済自動車の運行による事故がその締結した時が早い他の共済契約又は保険契約の共済期間又は保険期間において生じたものである場合には、前条第1項、第2項及び第5項の規定にかかわらず、共済金等の支払をしないものとする。</u></p> <p><u>2 この会は、前項の規定により共済金等の支払をしない共済契約に関し、被害者から損害賠償額又は仮渡金の支払の請求があり、損害賠償額又は仮渡金の支払として給付をしたときは、この会又は被害者が当該請求に係る共済契約が前項の規定により共済金等の支払をしない共済契約であることを知っていた場合を除き、その給付をし</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>た額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした給付の返還を請求する権利を失うものとする。</u></p> <p>3 <u>この会は、被共済自動車につき、当該共済契約と同時に締結した他の共済契約又は保険契約があり（当該共済契約よりも締結した時が早い他の共済契約又は保険契約がないときに限る。）、かつ、被共済自動車の運行による事故がその同時に締結した他の共済契約又は保険契約の共済期間又は保険期間において生じたものである場合には、前条第1項、第2項及び第5項の規定にかかわらず、共済金等の支払をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について共済金等の支払をしないものとする。</u></p> <p>4 <u>この会は、前項の規定により共済金等の一部の支払をしない共済契約に関し、被害者から損害賠償額又は仮渡金の支払の請求があり、同項の規定により共済金等の一部の支払をしない金額を支払ったときは、この会又は被害者が当該請求に係る共済契約が前項の規定により共済金等の一部の支払をしない共済契約であることを知っていた場合を除き、その共済金等の支払をしない金額を支払った額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対して、その共済金等の支払</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>をしない金額を支払った額の返還を請求する権利を失うものとする。</u></p> <p><u>(共済金等の額)</u></p> <p><u>第32条 第31条第1項の規定によりこの会が支払うべき共済金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、共済金額をもつて限度とする。</u></p> <p><u>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金の額</u></p> <p><u>(2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療又は看護の費用の額</u></p> <p><u>(3) 被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害の防止又は軽減に要した費用（被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解又は調停に要した費用を除く。）の額</u></p> <p><u>2 第31条第2項の規定によりこの会が支払うべき損害賠償額は、被共済者が被害者に支払うべき損害賠償の額に相当する額とし、共済金額をもつて限度とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による共済金の額又は前項の規定による損害賠償額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害に係る部分は、前2項</u></p>

変 更 案	現 行
<p><u>(共済金等の支払)</u></p>	<p><u>の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条の2に定める額を限度とする。</u></p> <p><u>4 第31条第5項の規定によりこの会が支払うべき仮渡金の額は、令第12条において準用する令第5条に規定する金額とする。ただし、被害者の請求した額が同条に規定する金額未満の額であるときは、当該請求に係る額とする。</u></p> <p><u>5 この会は、被害者に支払った仮渡金の額が第2項の規定によりこの会が支払うべき損害賠償額に相当する額を超えた場合には、その超えた金額の返還を当該被害者に請求するものとする。</u></p> <p><u>6 この会は、共済金の額又は損害賠償額の算出の基礎となる被共済者又は被害者が受けた損害の額を算出しようとするときは、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（平成13年12月21日金融庁・国土交通省告示第1号。第16条の2第1項において「支払基準」という。）及びこの会が定めた支払基準実施要領によつてするものとする。</u></p> <p><u>(共済金等の支払手続)</u></p> <p><u>第33条 共済契約者又は被共済者は、第31条第1項に規定する損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知つたときは、遅滞な</u></p>

変 更 案	現 行
<p>第17条 <u>この会は、共済契約者又は被共済者が第3条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、書面でこの会に通知させる。</u></p> <p>(1) <u>当該事実が発生した日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢及び職業</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所</u></p> <p>(3) <u>損害賠償の請求を受けた場合は、その内容</u></p> <p>2 <u>この会は、前項の書類のほか、この会が特に必要とする書類又は証拠となるものを共済契約者又は被共済者に対し、この会に提出させることができる。</u></p> <p>3 <u>被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、特別の理由がある場合を除き、被共済者と被害者との間に損害の額が確定した日の翌日から起算して30日以内に共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この会が必要とする書</u></p>	<p><u>く、次の各号に掲げる事項を書面でこの会に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該事実発生の日時、場所及びその状況</u></p> <p>(2) <u>被害者の氏名、住所、年齢及び職業</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる事項の証人となる者があるときはその氏名及び住所</u></p> <p>(4) <u>損害賠償の請求を受けたとき又は第31条第1項に規定する損害に係る訴訟を提起し、若しくは提起されたときはその内容</u></p> <p>2 <u>共済契約者又は被共済者は、第31条第1項に規定する損害又はその原因となるべき事実が発生した場合において、この会が特に必要とする書類又は証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これをこの会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>被共済者は、共済金の支払を請求しようとするときは、特別の理由がある場合を除き、第31条第1項に規定する損害の額が確定した日の翌日から起算して30日以内に共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この会が必要とする書類を添え、これをこの会に提出して、共済金の支払を請求しなければならない。</u></p> <p>4 <u>被害者は、損害賠償額の支払を請求しようとするときは、損害賠</u></p>

変 更 案	現 行
<p>会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、この会の負担とする。</p>	<p>この会の負担とする。</p>
<p>[削る。]</p>	<p><u>7 共済金又は損害賠償額は、調査のため特に日時を要するときを除き、第3項又は第4項に規定する書類がこの会に到達した日からその日を含めて30日以内に、この会の事務所又はこの会の指定する場所において支払うものとする。</u></p>
<p>[削る。]</p>	<p><u>8 仮渡金は、第5項に規定する書類がこの会に到達した後遅滞なく、この会の事務所又はこの会の指定する場所において支払うものとする。</u></p>
<p>[削る。]</p>	<p><u>9 この会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</u></p>
<p>[削る。]</p>	<p><u>10 この会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</u></p>
<p>[削る。]</p>	<p><u>11 この会は、被共済者が第3項の規定による手続を2年間怠り、又は被害者が第4項若しくは第5項の規定による手続を2年間怠つたときは、共済金又は損害賠償額若しくは仮渡金を支払わないことができる。</u></p>
<p>[削る。]</p>	<p></p>

変 更 案	現 行
<p>5 <u>この会は、第3項の請求があったときは、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面をその請求を行った被共済者に交付する。</u></p> <p>6 <u>この会は、第3項の請求を受けた日からその日を含めて30日以内に共済金を支払う。ただし、この会がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払う。</u></p> <p>7 <u>この会は、前項の規定により共済金を支払ったとき又は共済金を支払わないことを決定したときは、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第2項又は同条第3項に規定する書面を当該請求を行った被共済者に交付する。</u></p> <p>8 <u>この会がてん補すべき金額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、共済金額をもって限度とする。</u></p> <p><u>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金及び被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療又は看護の費用のうち法第23条の3において準用する法第16条の3に規定する支払基準に基づいて算出した額</u></p> <p><u>(2) 他人に対する求償権の行使について必要な手続等損害の防止軽減に要した費用</u></p>	

変 更 案	現 行
<p>9 <u>この会は、令第12条において準用する令第3条に規定する書類により被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面を被害者に交付する。</u></p> <p>10 <u>この会は、前項の請求を受けたときは、あらかじめ被共済者の意見を求めたうえ、共済金額を限度として、被害者に対して法第23条の3において準用する法第16条の3に規定する支払基準による損害賠償額を支払う。ただし、この会が被共済者に対してその損害をてん補したときは、そのてん補した金額の限度においては、被害者に対する支払は行わない。</u></p> <p>11 <u>この会は、前項の規定により損害賠償額を支払ったとき又は損害賠償額を支払わないことを決定したときは、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第2項又は同条第3項に規定する書面を当該請求を行った被害者に交付する。</u></p> <p>12 <u>第10項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、共済契約者又は被共済者の悪意によって損害を生じたときを除き、この会は、被共済者に対して損害をてん補したものとみなす。</u></p> <p>13 <u>第7項又は第11項の規定により交付した書面に関し、被共済者又は被害者から書面により説明を求められたときは、この会は、法第</u></p>	

変 更 案	現 行
<p><u>23条の3において準用する法第16条の5に規定する書面により説明する。</u></p> <p><u>14 この会は、前項の説明を求められた場合であって第三者の権利利益を不当に害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その説明を求められた事項の全部又は一部について説明しないことができる。この場合において、この会は、説明をしない旨及びその理由を記載した書面をその説明を求めた者に交付する。</u></p> <p><u>15 この会は、第13項の説明を求められた日からその日を含めて30日以内に説明をする。ただし、この会が事務処理上の困難その他正当な理由によりこの期間内に説明することができないときは、説明を求めた者に対し、この期間内に説明をできない理由及び説明を行う期限を書面により通知する。</u></p> <p><u>16 この会は、令第12条において準用する令第6条に規定する書類により、被害者から法第23条の3において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金（以下この条において「仮渡金」という。）の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払う。</u></p> <p><u>17 この会は、特に必要があると認めるときは、第10項及び前項の支払の請求をした者に対し、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、この会が</u></p>	

変 更 案	現 行
<p><u>負担する。</u></p> <p>18 <u>この会は、損害賠償額及び仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知する。</u></p> <p>19 <u>この会は、第16項の規定により被害者に対して支払った仮渡金の金額が損害賠償額を超えたときには、その超えた金額の返還を被害者に請求する。</u></p> <p>20 <u>この会は、被共済自動車について当該共済契約の他に共済契約又は保険契約が締結されている場合は、締結した時がより早い契約の共済期間又は保険期間と重複する共済期間において発生した損害のてん補、損害賠償額の支払及び仮渡金の支払（以下この項において「損害のてん補等」という。）の責を免れる。この場合において、損害賠償額の支払又は仮渡金の支払（以下この項において「損害賠償額等の支払」という。）の請求に応じて損害賠償額等の支払をしたときは、この会又は被害者が当該共済契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額を限度に、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対して支払をした額の返還を請求する権利を失う。</u></p> <p><u>また、この会は被共済自動車について当該共済契約の他に共済契</u></p>	

変 更 案	現 行
<p><u>約又は保険契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が当該契約を含めて2以上あるときは、当該共済契約に關し損害のてん補等をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について損害のてん補等の責を免れる。この場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、この会又は被害者が当該共済契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていたときを除き、損害賠償額等の支払を免れるべき金額を限度に、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対して支払をした額の返還を請求する権利を失う。</u></p> <p>21 <u>この会は、被共済者の負担すべき損害に關し、被共済者と被害者との間に争いが生じた場合には、被共済者が支出する訴訟、和解又は調停等に関する一切の費用を負担しない。</u></p> <p>22 <u>共済金の額につきこの会と被共済者との間に紛争を生じた場合において、当事者間の協議が整わないときは、この会及び被共済者が書面をもって選定した者各1名の決定にまかせるものとし、もしそれらの者の中で意見が一致しないときは、それらの者が選定した1名の者の裁定にまかせるものとする。</u></p> <p>23 <u>前項の決定又は裁定に要する費用は、当事者双方がこれを負担す</u></p>	

変 更 案	現 行
<p><u>るものとし、その負担割合は、同項の決定又は裁定において定めるものとする。</u></p> <p>24 <u>第22項の規定にかかわらず、この会が支払うべき共済金の額又は損害賠償額の決定について、この会と被共済者又は被害者との間で争いが生じたときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。</u></p> <p>25 <u>この会は、指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守する。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等により解決が行われた場合には、この限りではない。</u></p> <p>26 <u>被共済者が他人に対し、損害賠償の請求をすることができる場合において、この会が被共済者に損害をてん補したとき又は被害者に損害賠償額の支払をしたときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、この会は、てん補した金額又は支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利（次項において「権利」という。）を取得する。</u></p> <p>27 <u>この会は、損害をてん補した場合又は被害者に損害賠償額の支払をした場合は、被共済者に対して権利を行使するために必要な一切の書類をこの会に提出させる。</u></p> <p>28 <u>この会は、組合の共済契約に係る被害者から申出があった場合に</u></p>	

変 更 案	現 行
<p><u>は、組合が支払うべき損害賠償額又は仮渡金の支払手続に関する事務を処理する。</u></p> <p>29 <u>この会は、共済契約者又は被共済者の悪意によって発生した損害については、共済金を支払わない。</u></p> <p>[削る。]</p>	<p><u>(書面の交付)</u></p> <p><u>第33条の2 この会は、共済金等の支払の請求があつたときは、支払基準の概要、共済金等の支払の手続の概要及び法第23条の5第1項の規定により紛争処理業務を行う者として指定された者（以下「指定紛争処理機関」という。）の概要を記載した書面をその請求を行つた被共済者又は被害者に交付するものとする。</u></p> <p><u>2 この会は、共済金等の支払を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を前項に規定する請求を行つた被共済者又は被害者に交付するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事故の年月日</u></p> <p><u>(2) 令第2条第1項各号に定める損害ごとの支払金額</u></p> <p><u>(3) 令第2条第1項第2号に定める後遺障害（以下「後遺障害」という。）に該当する場合にあつては、該当する等級（以下「後遺障害等級」という。）及びその等級に該当すると判断したことの理由</u></p> <p><u>(4) 共済金等の支払において損害額から減額を行つた場合にあつて</u></p>

変 更 案	現 行
	<p>は、その減額の割合及びその等級に該当すると判断したことの理由</p> <p>3 <u>この会は、法第3条ただし書に規定する事項の証明があつたことその他の理由により共済金等を支払わないこととしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を第1項の規定により請求を行つた被共済者又は被害者に交付するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事故の状況の概要</u></p> <p><u>(2) 被共済者に損害賠償の責任がないと判断した場合にあつては、その判断の理由</u></p> <p><u>(3) 事故により損害が発生していないと判断した場合にあつては、その判断の理由</u></p> <p><u>(4) 法第14条の規定によりこの会が損害のてん補の責を免れると判断した場合にあつては、その判断の理由</u></p> <p>4 <u>この会は、前3項の規定による書面の交付に代えて、被共済者又は被害者の承諾を得て、その書面に記載すべき事項を令第4条の2に規定する情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。</u></p> <p><u>(書面による説明等)</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>第33条の3 この会は、前条第2項又は第3項の規定により書面を交付した後において、被共済者又は被害者から、書面により、次の各号に掲げる事項について説明を求められたときは、その説明を求めた被共済者又は被害者に対して、書面により、その説明を求められた事項を説明するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事故の状況の詳細</u></p> <p><u>(2) 事故により支出を要した費用、事故により失われた利益、慰謝料その他の損害の細目及びその細目ごとの積算の詳細</u></p> <p><u>(3) 後遺障害に該当する場合にあつては、その後遺障害等級に該当すると判断した理由の詳細</u></p> <p><u>(4) 共済金等の支払において損害額から減額を行つた場合にあつては、減額の割合の判断をした理由の詳細</u></p> <p><u>(5) 被共済者に損害賠償の責任がないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>(6) 事故により損害が発生していないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>(7) 法第14条の規定によりこの会が損害のてん補の責を免れると判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>2 この会は、前項の規定による説明を求められた場合であつて第三</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>者の権利利益を不当に害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その説明を求められた事項の全部又は一部について説明しないことができるものとする。この場合において、この会は、説明をしない旨及びその理由を記載した書面を前項の規定により説明を求めた被共済者又は被害者に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>3 この会は、第1項の規定による説明又は前項の規定による書面の交付（次項において「説明等」という。）について、第1項の規定により被共済者又は被害者から説明を求められた日から起算して30日以内に行うものとする。</u></p> <p><u>4 この会は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に説明等をする事ができないときは、同項に規定する期間内に、第1項の規定により説明を求めた被共済者又は被害者に対し、書面により、前項に規定する期間内にその説明等をする事ができない理由及びその説明等の期限を通知するものとする。</u></p> <p><u>5 この会は、第1項の規定による書面による説明、第2項の規定による書面の交付又は前項の規定による書面による通知に代えて、被共済者又は被害者の承諾を得て、その書面に記載すべき事項を令第4条の3において準用する令第4条の2に規定する情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>(支払等の届出)</u></p> <p><u>第33条の4 この会は、令第2条第1項第1号イに該当する損害、同項第2号イに該当する損害、同項第3号ロからホまでに該当する損害及び同号へに該当する損害であつて令別表第二第1級から第3級までに該当するもの、同条第2項に該当する損害並びに令別表第一備考第1号若しくは別表第二備考第6号に該当する損害について共済金等を支払つたとき又は第32条の2第3項の規定による書面の交付を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事故の状況の詳細</u></p> <p><u>(2) 被共済者、加害者及び被害者の氏名、年齢、住所その他の被共済者、加害者及び被害者に関する重要事項</u></p> <p><u>(3) 令第2条第1項各号に定める損害ごとの支払金額</u></p> <p><u>(4) 事故により支出を要した費用、事故により失われた利益、慰謝料その他の損害の細目及びその細目ごとの積算の詳細</u></p> <p><u>(5) 後遺障害に該当する場合にあつては、その等級に該当すると判断をした理由の詳細</u></p> <p><u>(6) 共済金等の支払において損害額から減額を行つた場合にあつて</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p>は、その減額の割合及び減額の割合の判断をした理由の詳細</p> <p><u>(7) 被共済者に損害賠償の責任がないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>(8) 事故により損害が発生していないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>(9) 法第14条の規定によりこの会が損害のてん補の責を免れると判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>(紛争の処理)</u></p> <p><u>第34条 共済金の額につきこの会と被共済者との間に紛争を生じた場合において、当事者間の協議が整わないときは、この会及び被共済者が書面をもつて選定した者各1名の決定にまかせるものとし、もしそれらの者の中で意見が一致しないときは、それらの者が選定した1名の者の裁定にまかせるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の決定又は裁定に要する費用は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担割合は、同項の決定又は裁定において定めるものとする。</u></p> <p><u>(指定紛争処理機関による紛争の処理)</u></p>

変 更 案	現 行
[削る。]	<p><u>第34条の2 前条の規定にかかわらず、この会が支払うべき共済金等の額の決定について、この会と被共済者又は被害者との間に紛争を生じた場合に、当事者間の協議が整わないときは、その当事者のいずれも、指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとする。</u></p> <p><u>2 この会は、指定紛争処理機関より、紛争処理業務の実施に伴い、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求められた場合には、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。</u></p> <p><u>3 この会は、第1項に規定する指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守するものとする。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等により解決が行われた場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>(損害防止義務)</u></p> <p><u>第35条 共済契約者及び被共済者は、第31条第1項に規定する損害又はその原因となるべき事実が発生したときは、当該損害の防止及び軽減に努めなければならない。</u></p> <p><u>(代 位)</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>第36条 この会は、被共済者が第三者に対し損害の賠償を請求することができる場合において、被共済者に共済金を支払ったとき又は被害者に損害賠償額を支払ったときは、被共済者の権利を害しない範囲内で、かつ、その支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得するものとする。</u></p> <p><u>2 被共済者は、この会が要求したときは、前項の規定によりこの会が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠及び書類の提供その他の行為をしなければならない。この場合において、これらの行為に要する費用は、この会の負担とする。</u></p>
<p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p style="text-align: center;"><u>第4節 共済契約の異動</u></p> <p><u>(通知義務)</u></p> <p><u>第37条 共済契約者又は被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、書面によりその旨をこの会に通知しなければならない。この場合において、第1号から第3号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載をすることを請求しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法第20条各号に掲げる事実又は事項を変更した場合</u></p> <p><u>(2) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となつた場合</u></p> <p><u>(3) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>(4) 当該共済契約と重複する他の共済契約又は保険契約を締結する場合</u></p> <p><u>2 この会は、前項後段の規定による請求があつたときは、遅滞なく、共済証明書にその旨の記載をするものとする。ただし、第45条第1項後段の規定による共済掛金の不足額又は次項の規定による支払った金額の支払がなかつたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 この会は、第1項第1号又は第3号に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した被共済自動車の運行による事故により共済金等を支払つた場合において、共済契約者又は被共済者が第1項に規定する通知を怠つていたときは、共済契約者に対し、その支払つた金額の支払を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第45条第1項の規定により、共済掛金の不足の額の払込みをしたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(共済契約者の異動)</u></p> <p><u>第38条 被共済自動車が譲渡された場合において、譲渡人及び譲受人が、被共済自動車に係る共済契約による権利義務を譲受人が承継する旨を書面によりこの会に通知したときは、被共済自動車が譲渡された時において、当該承継についてこの会の承認があつたものとみ</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>なす。</u></p> <p><u>(共済契約の無効)</u></p> <p><u>第39条 共済契約締結の当時、共済契約に関し、共済契約者又は被共済者に詐欺の行為があつたときは、当該共済契約は無効とする。</u></p> <p><u>(共済契約者による解除)</u></p> <p><u>第40条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、被共済自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもつて、将来に向かつて、共済契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 登録自動車（道路運送車両法第13条第1項に規定する登録自動車をいう。）について、同法第15条又は第16条の規定により抹消登録があつた場合</u></p> <p><u>(2) 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を陸運支局長又は軽自動車検査協会に提出した場合</u></p> <p><u>(3) 小型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。）又は原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区又は市町村の交付する標識を当該特別区又は市町村の長に提</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>出した場合</u></p> <p><u>(4) 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸出の許可を受けた場合</u></p> <p><u>(5) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u></p> <p><u>(6) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を陸運支局長に返納した場合</u></p> <p><u>(7) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を陸運支局長に返還した場合</u></p> <p><u>(会又は共済契約者による解除)</u></p> <p><u>第41条 次の各号に掲げる場合には、この会は共済証明書記載の共済契約者の住所にあてての書面による通知をもつて、共済契約者はこの会に対する書面による通知をもつて、将来に向かつて、それぞれ共済契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 第37条第1項第2号に掲げる場合</u></p> <p><u>(2) 被共済自動車について他に共済契約又は保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間又は保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いもので</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>ある場合</u></p> <p><u>(告知義務違反等による解除)</u></p> <p><u>第42条 この会は、共済契約締結の当時、共済契約者が悪意又は重大な過失により、法第20条各号に掲げる事項を告げず、又は当該事項につき不実のことを告げた場合には、共済証明書記載の共済契約者の住所にあてての書面による通知をもつて、将来に向かつて、共済契約を解除することができる。ただし、この会が、共済契約締結の当時、その告げなかつた事実を知り、若しくはその告げたことが不実であることを知っていた場合又は過失によつてその告げなかつた事実を知らず、若しくはその告げたことが不実であることを知らなかつた場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>2 この会が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解除は、共済契約者がその解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かつて、その効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>3 この会は、前項の解除の効力が生ずる日前に発生した被共済自動車の運行による事故により共済金等を支払つたときは、共済契約者に対し、その支払つた金額の支払を請求することができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定による解除権は、この会が共済契約者若しくは被共</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p> <p>(共済掛金の払戻し又は追徴)</p> <p>第18条 <u>共済掛金の払戻し又は追徴は、共済約款の規定により行う。</u></p>	<p><u>済者の申出により共済証明書の記載を訂正したとき、この会が解除の原因を知った時から1か月間これを行わなかったとき又は共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅する。</u></p> <p>5 <u>第1項から前項までの規定は、共済契約締結の当時、被共済自動車の保有者又は運転者であつて共済契約者以外の者であるものの悪意又は重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく法第20条各号に掲げる事項を告げず、又は当該事項につき不実のことを告げた場合について準用する。</u></p> <p><u>(共済証明書等の返納)</u></p> <p>第43条 <u>共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済証明書及び共済標章をこの会に返納しなければならない。</u></p> <p><u>(共済掛金の払戻し)</u></p> <p>第44条 <u>この会は、共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失により共済契約が無効となつた場合には、共済掛金を払い戻さないものとする。</u></p> <p>2 <u>この会は、次の各号に掲げる場合には、共済掛金のうち未経過共済期間に係る部分につき別に定めるところにより算出した金額を共</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>済契約者に払い戻すものとする。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失により共済契約が失効した場合</u></p> <p><u>(2) 第40条又は第42条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により共済契約が解除された場合</u></p> <p><u>(3) 第41条の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合</u></p> <p><u>3 この会は、共済契約が失効した場合（前項第1号に掲げる場合を除く。）、第41条の規定によりこの会が共済契約を解除した場合又はこの会のみ故意又は重大な過失により共済契約が解除された場合には、共済掛金につき日割により計算した未経過共済期間に係る部分に相当する金額を共済契約者に払い戻すものとする。</u></p> <p><u>(共済掛金の減額、増額等)</u></p> <p><u>第45条 この会は、第37条第1項第1号又は第3号に掲げる場合において、共済証明書にその旨の記載をするときは、別に定めるところにより、共済掛金を減額し、又は増額するものとする。この場合には、この会は、当該減額又は増額により生じた共済掛金の過不足の額を払い戻し、又は追徴するものとする。</u></p> <p><u>2 この会は、共済契約者又は被共済者の申出により、共済証明書の</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[新設]</p> <p><u>(共済金額又は共済期間の変更)</u></p> <p>第19条 <u>共済金額又は共済期間の変更は行わない。</u></p> <p>[削る。]</p>	<p><u>記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足の額を払い戻し、又は追徴するものとする。</u></p> <p>3 <u>この会は、共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があつたときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を払い戻し、又は追徴するものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定により共済掛金を減額又は増額する場合において、その減額又は増額の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5節 <u>割戻金の割戻し</u></p> <p><u>(割戻金の割戻し)</u></p> <p>第46条 <u>この会は、理事会の議決を経て、自動車損害賠償責任共済に係る割戻準備金を取り崩し、これを共済契約に対する割戻金として共済契約者に割り戻すことができる。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p> <p><u>(共済者の変更等)</u></p> <p><u>第20条 この会は、単独事業により共済契約を締結しているときは、この会に加えて組合を共済者に追加することができる。</u></p> <p><u>2 この会は、前項の共済者の追加につき共済契約者が異議を述べたときは、その共済契約については、共済者の追加を行わない。</u></p>	<p><u>2 前項の割戻金の割戻しは、割戻しをする日の属する事業年度の前事業年度に共済期間が満了した共済契約に対してするものとする。</u></p> <p><u>3 割戻金の割戻しを受ける権利を有する者が新たな共済契約の申込みをした場合には、その者に割り戻すべき割戻金は、その者が払い込むべき共済金の額からその者に割り戻すべき金額を差し引いてすることができる。</u></p> <p><u>4 この会は、共済契約の締結に当たり、確定金額の割戻しを約さないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6節 其他事業の実施に関し必要な事項</u> <u>(共済事業の譲渡及び譲受け並びに共済契約の移転及び承継)</u></p> <p><u>第47条 この会は、自動車損害賠償責任共済の事業の一部を譲渡する場合には、あらかじめ共済契約者に通知し、その譲渡する事業に係る共済契約を他の農業協同組合（以下この条及び第49条において「組合」という。）に移転するものとする。</u></p> <p><u>2 この会は、共済契約者から申出があつた場合において、適当と認めるときは、共済契約を組合に移転することができる。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>3 この会は、<u>単独事業により共済契約を締結している共済契約者から申出があった場合において、適当と認めるときは、この会に加えて組合を共済者に追加することができる。</u></p> <p>4 この会は、<u>第1項又は前項の規定により組合を共済者に追加したときは、その時におけるその共済契約に係る責任準備金のうち当該組合が引き継ぐべき部分について、当該組合の共済事業の経理に引き継ぐ。</u></p> <p>5 この会は、<u>組合から自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡又は共済者の変更の申出があった場合において、適当と認めるときは、その共済事業を譲り受け、又はその共済契約を単独事業によるものとする</u>ことができる。</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p>3 <u>前項の規定により共済契約を組合に移転したときは、その時における当該共済契約に係る責任準備金のうち移転後の共済契約に係る部分は、これを移転後の共済契約に係る責任準備金として、当該組合の自動車損害賠償責任共済の事業の経理に引き継ぐものとする。</u></p> <p>4 この会は、<u>組合から自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡若しくは共済契約を包括して移転する旨の申出があった場合又は共済契約の移転の申出があった場合には、当該事業を譲り受け、又は当該共済契約を承継するものとする。</u></p> <p><u>(共済約款の変更に伴う措置)</u></p> <p>第48条 <u>この会が共済約款を変更しようとする場合において、変更後の共済約款をその変更の際現に存する共済契約に適用することにつき農林水産大臣の承認を受けたときは、その変更の際現に存する共済契約は、将来に向かつて変更されたものとする。</u></p> <p><u>(他の組合を経由する損害賠償額の支払請求等)</u></p> <p>第49条 <u>被害者は、損害賠償額又は仮渡金の支払の請求を組合を経由して行うことができる。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(災害等による特別措置)</p> <p><u>第21条</u> この会は、<u>第8条、第10条及び第11条</u>の規定にかかわらず、<u>災害等に</u>伴い、道路運送車両法第61条の2の規定により自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、<u>共済契約締結の</u>手続及び共済掛金の収納について、この会が定めた特別措置を適用することができる。</p> <p>[削る。]</p> <p>[新設]</p> <p><u>第2節 共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項</u></p>	<p><u>2</u> この会は、組合の共済契約に係る被害者から申出があつた場合には、<u>組合が支払うべき損害賠償額又は仮渡金の支払手続に関する事務を</u>処理するものとする。</p> <p>(災害等による特別措置)</p> <p><u>第50条</u> この会は、<u>第26条から第28条までの</u>規定にかかわらず、<u>災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、かつ、道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約の承諾及び共済掛金の収納について、この会が定めた特別措置を適用することができる。</u></p> <p><u>(その他の事項)</u></p> <p><u>第51条</u> <u>第18項の規定は、共済について準用する。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>〔新設〕</p> <p><u>（共済契約に関する事項）</u></p> <p><u>第22条 この会が行う共同事業又は単独事業により締結する共済契約に関する事項は、この会に設置された共済約款・共済掛金率審議委員会（次条において「審議委員会」という。）の議を経、農林水産大臣の承認を受けて定めた共済約款による。</u></p> <p><u>2 共済契約は、共済約款により締結する。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p><u>（共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項）</u></p> <p><u>第23条 この会が行う共同事業又は単独事業により締結する共済契約に係る共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項は、この会が農林水産大臣の承認を受けて定めた算出方法書による。</u></p> <p><u>2 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項のうち共済掛金に関する事項は、審議委員会の議を経なければならない。</u></p>	

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 事業の実施方法に関する事項</u></p> <p>(定 義)</p> <p>第1条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）</p> <p>(2) 令 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）</p> <p>(3) 自動車 法第2条第1項に規定する自動車</p> <p>(4) 運行 法第2条第2項に規定する運行</p> <p>(5) 保有者 法第2条第3項に規定する保有者</p> <p>(6) 運転者 法第2条第4項に規定する運転者</p> <p>(7) 共済契約 法第11条第2項に規定する責任共済の契約</p> <p>(8) 保険契約 法第11条第1項に規定する責任保険の契約</p> <p><u>(9) 共済約款 全国共済農業協同組合連合会（以下この章において「全国共済連」という。）が定めた自動車損害賠償責任共済約款</u></p> <p><u>(10) 算出方法書 全国共済連が定めた共済掛金及び責任準備金の算出方法書</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>附属書 自動車損害賠償責任共済規程</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総 則</u></p> <p>(定 義)</p> <p>第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）</p> <p>(2) 令 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）</p> <p>(3) 自動車 法第2条第1項に規定する自動車</p> <p>(4) 運行 法第2条第2項に規定する運行</p> <p>(5) 保有者 法第2条第3項に規定する保有者</p> <p>(6) 運転者 法第2条第4項に規定する運転者</p> <p>(7) 共済契約 法第11条第2項に規定する責任共済の契約</p> <p>(8) 保険契約 法第11条第1項に規定する責任保険の契約</p>

変 更 案	現 行
<p>〔新設〕</p> <p><u>(事業の共同)</u></p> <p><u>第2条 この組合は、この組合が会員となっている全国共済連と共同して事業（以下この章において「共同事業」という。）を行う。</u></p> <p><u>2 この組合は、共同事業を行うときは、全国共済連が定めた共済事業の共同実施に関する契約書により、あらかじめこの組合と全国共済連との間に締結した共同事業を行うための契約によってする。</u></p> <p><u>3 この組合が共同事業において共済契約により負う責任は、全国共済連と連帯して負うこととし、その負担割合は零とする。</u></p> <p>(共済の目的の範囲)</p> <p><u>第3条 共済の目的は、自動車の日本国内（日本国外における日本船舶内を含む。）における運行によって他人の生命又は身体を害したことにより、被共済者が<u>負った</u>法律上の損害賠償責任とする。</u></p> <p>(被共済者の範囲)</p> <p><u>第4条 被共済者は、自動車の保有者及びその運転者とする。</u></p>	<p>(共済の目的の範囲)</p> <p><u>第2条 共済の目的は、自動車の日本国内（日本国外における日本船舶内を含む。）における運行によつて他人の生命又は身体を害したことにより、被共済者が<u>負つた</u>法律上の損害賠償責任とする。</u></p> <p>(被共済者の範囲)</p> <p><u>第3条 被共済者の<u>範囲</u>は、自動車の保有者及びその運転者とする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[新設]</p> <p><u>(共済代理店の権限)</u></p> <p>第5条 この組合は、共済代理店を設置することができる。</p> <p>2 共済代理店が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p><u>(1) 共済契約の締結の代理又は媒介</u></p> <p><u>(2) 共済掛金の収受に関する業務</u></p> <p><u>(3) その他この組合が定めた事項に関する業務</u></p> <p><u>(共済金額の制限)</u></p> <p>第6条 共済金額の制限は、全国共済連が定めた共済金額の制限と同一とする。</p> <p>[新設]</p> <p><u>(共済期間の制限)</u></p> <p>第7条 共済期間の制限は、全国共済連が定めた共済期間の制限と同一とする。</p>	<p><u>(共済金額及び共済期間の制限)</u></p> <p>第4条 共済金額は、令第12条において準用する令第2条に定める金額とする。</p> <p>2 共済期間は、全国共済農業協同組合連合会（以下「全国共済連」という。）が定めたものによる。</p>

変 更 案	現 行
〔削る。〕	<p><u>(共済掛金率)</u></p> <p><u>第5条 共済掛金率は、全国共済連が、全国共済連に設置された共済約款・共済掛金率審議委員会の議を経、農林水産大臣の承認を受けて定めたものによる。</u></p>
〔削る。〕	<p><u>(共済責任の再共済)</u></p> <p><u>第6条 この組合は、共済契約により負う共済責任のすべてを全国共済連の再共済に付するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、再共済契約は、共済契約ごとに締結するものとする。</u></p> <p><u>3 この組合は、再共済契約を締結するときは、全国共済連が定めた自動車損害賠償責任再共済の引受けに関する基本契約書により、あらかじめこの組合と全国共済連との間に締結された再共済の引受けに関する基本契約によつてするものとする。</u></p>
〔削る。〕	<p style="text-align: center;"><u>第2章 共済契約の締結</u></p> <p><u>(共済契約締結の単位)</u></p> <p><u>第7条 共済契約は、自動車1両ごとに締結するものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
[削る。]	<p><u>(共済約款による契約の締結)</u></p> <p><u>第8条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し共済約款を提示し、かつ、これによつてするものとする。</u></p> <p><u>2 前項の共済約款は、全国共済連が、農林水産大臣の承認を受けて定めたものによる。</u></p> <p><u>(共済契約の申込み)</u></p> <p><u>第9条 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書をこの組合に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、全国共済連が定めたものによる。</u></p> <p><u>(1) 共済事業の種類</u></p> <p><u>(2) 共済の目的</u></p> <p><u>(3) 共済責任の始期及び共済期間</u></p> <p><u>(4) 共済掛金</u></p> <p><u>(5) 共済契約の申込みをする者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p><u>(6) その他全国共済連が定めた事項</u></p>

変 更 案	現 行
〔削る。〕	<p><u>(共済契約の承諾)</u></p> <p>第10条 この組合は、前条第1項の規定による申込みがあつたときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第24条第2項第1号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第11条各号に掲げる理由がある場合には別に定めるところにより当該申込みを承諾しないことができるものとする。</p>
〔削る。〕	<p><u>(共済掛金の収納)</u></p> <p>第11条 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、同時に、共済掛金を収納するものとする。</p>
〔削る。〕	<p><u>(共済期間の始期及び終期)</u></p> <p>第12条 共済期間は、共済契約の成立の時からその末日の午前12時までとする。ただし、共済契約者があらかじめ共済期間の始期を指定したときは、その時から共済期間の末日の午前12時までとする。</p>
<p>〔新設〕</p> <p><u>(共済契約者及び被共済者の選択並びに共済契約者の範囲)</u></p> <p>第8条 この組合は、共済契約の申込みに対しては、共済契約者及び</p>	

変 更 案	現 行
<p><u>被共済者の選択を行わない。ただし、令第11条各号に掲げる理由がある場合については、別に定めるところにより引受けをしないことができる。</u></p> <p><u>2 この組合は、この組合の定款に規定する員外利用の範囲を超えて組合員（組合員と同一の世帯に属する者を含む。）以外の者と共済契約を締結しない。</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(被共済自動車の検査)</u></p> <p><u>第9条 この組合は、共済証書に記載されている自動車（以下この節において「被共済自動車」という。）について、官庁の厳重な監督及び検査を受けているため、特に検査を行わない。</u></p> <p><u>(共済契約締結の手続)</u></p> <p><u>第10条 この組合は、共済契約申込者に対し、共済契約申込書に記入させ、これを提出させる。</u></p> <p><u>2 この組合は、共済契約の申込みがあったときは、第8条に定めるところに従い、当該申込みを承諾する。</u></p> <p><u>3 この組合は、共済掛金を収納したときは、自動車損害賠償責任共</u></p>	<p><u>(共済証明書等の交付)</u></p> <p><u>第13条 この組合は、共済掛金を収納したときは、自動車損害賠償責</u></p>

変 更 案	現 行
<p>済証明書（以下この条において「<u>共済証明書</u>」という。）を共済契約者に交付する。</p> <p>4 この組合は、検査対象外軽自動車、原動機付自転車又は締約国登録自動車について共済証明書を交付したときは、共済標章を共済契約者に交付する。</p> <p>5 この組合は、共済契約者から請求が<u>あつた</u>ときは、共済証書を作成し、<u>共済契約者</u>に交付する。</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p>任共済証明書（以下「<u>共済証明書</u>」という。）を共済契約者に交付する<u>ものとする</u>。</p> <p>2 この組合は、検査対象外軽自動車（<u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。</u>）、原動機付自転車又は締約国登録自動車（<u>道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号）第2条第2項に規定する締約国登録自動車をいう。</u>）について共済証明書を交付したときは、共済標章を共済契約者に交付する<u>ものとする</u>。</p> <p>3 この組合は、共済契約者から請求が<u>あつた</u>ときは、共済証書を共済契約者に交付する<u>ものとする</u>。</p> <p>4 <u>前項の共済証書には、次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、全国共済連が定めたものによる。</u></p> <p><u>（1）第9条第2項第1号から第4号までに掲げる事項</u></p> <p><u>（2）共済契約者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p><u>（3）契約日</u></p> <p><u>（4）共済証書の作成日</u></p> <p><u>（5）その他全国共済連が定めた事項</u></p> <p>5 <u>この組合は、法第9条の4において準用する法第7条第4項の</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p> <p>[新設] <u>(共済掛金の収納)</u> 第11条 <u>共済掛金は、共済契約の申込みの承諾と同時に収納する。</u></p> <p>[新設] <u>(共済証書及び共済契約申込書の記載事項及び様式)</u> 第12条 <u>共済証書には、次に掲げる事項を記載する。</u></p> <p><u>(1) 共済種類</u> <u>(2) 共済の目的</u> <u>(3) 共済責任の始期及び共済期間</u> <u>(4) 共済掛金</u> <u>(5) 共済契約者の氏名又は名称及び住所</u> <u>(6) 契約日</u></p>	<p><u>規定により共済契約者から請求があつたときは、共済契約者に共済証明書を再交付するものとする。</u></p> <p><u>6 この組合は、法第9条の4において準用する法第9条の2第4項の規定により共済契約者から請求があつたときは、共済契約者に共済標章を再交付するものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p><u>(7) 共済証書の作成日</u></p> <p><u>2 共済契約申込書には、前項第1号から第5号までに掲げる事項を記載する。</u></p> <p><u>3 共済証書、共済契約申込書並びにその他この章及び共済約款に規定する書類の様式は、全国共済連が定めた様式による。</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(共済契約の特約)</u></p> <p><u>第13条 この組合は、共済契約につき、特約を付すことができない。</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(契約者割戻し)</u></p> <p><u>第14条 この組合は、契約者割戻しはしない。</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(共済約款の規定による貸付け)</u></p> <p><u>第15条 この組合は、共済契約による貸付けに関する規定を設けない。</u></p>	

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p style="text-align: center;"><u>第3章 共済金等の支払</u></p> <p><u>(共済金等の支払事由)</u></p> <p><u>第14条 この組合は、被共済者が、共済証明書に記載されている自動車（以下「被共済自動車」という。）の運行によつて他人の生命又は身体を害した場合において、法律上の損害賠償責任を負つたことによる損害を受けたときは、被共済者に共済金を支払うものとする。ただし、その損害が共済契約者又は被共済者の悪意によつて生じたものである場合には、共済金を支払わないものとする。</u></p> <p><u>2 この組合は、被共済自動車の保有者たる被共済者が法第3条に規定する損害賠償責任を負つた場合において被害者から請求があつたときは、被害者に損害賠償額（法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項に規定する損害賠償額をいう。以下同じ。）を支払うものとする。</u></p> <p><u>3 この組合は、被共済者が被害者に損害の賠償をした場合において、被共済者に共済金を支払つたときは、前項の規定にかかわらず、当該共済金の額に相当する額については被害者に損害賠償額を支払わないものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定によりこの組合が被害者に損害賠償額を支払つたときは、共済契約者又は被共済者の悪意によつて損害が生じた場合を</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>除き、この組合が被共済者に当該損害賠償額に相当する額の共済金を支払ったものとみなす。</u></p> <p><u>5 この組合は、被共済自動車の所有者たる被共済者が被共済自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害した場合において被害者から請求があつたときは、被害者に仮渡金（法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。</u></p> <p><u>（重複契約の場合の免責）</u></p> <p><u>第14条の2 この組合は、被共済自動車につき、当該共済契約よりも締結した時が早い他の共済契約又は保険契約があり、かつ、被共済自動車の運行による事故がその締結した時が早い他の共済契約又は保険契約の共済期間又は保険期間において生じたものである場合には、前条第1項、第2項及び第5項の規定にかかわらず、共済金、損害賠償額又は仮渡金（以下「共済金等」という。）の支払をしないものとする。</u></p> <p><u>2 この組合は、前項の規定により共済金等の支払をしない共済契約に関し、被害者から損害賠償額又は仮渡金の支払の請求があり、損害賠償額又は仮渡金の支払として給付をしたときは、この組合又は</u></p>

変 更 案	現 行
	<p>被害者が当該請求に係る共済契約が前項の規定により共済金等の支払をしない共済契約であることを知っていた場合を除き、その給付をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした給付の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>3 <u>この組合は、被共済自動車につき、当該共済契約と同時に締結した他の共済契約又は保険契約があり（当該共済契約よりも締結した時が早い他の共済契約又は保険契約がないときに限る。）、かつ、被共済自動車の運行による事故がその同時に締結した他の共済契約又は保険契約の共済期間又は保険期間において生じたものである場合には、前条第1項、第2項及び第5項の規定にかかわらず、共済金等の支払をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について共済金等の支払をしないものとする。</u></p> <p>4 <u>この組合は、前項の規定により共済金等の一部の支払をしない共済契約に関し、被害者から損害賠償額又は仮渡金の支払の請求があり、同項の規定により共済金等の一部の支払をしない金額を支払ったときは、この組合又は被害者が当該請求に係る共済契約が前項の規定により共済金等の一部の支払をしない共済契約であることを知っていた場合を除き、その共済金等の支払をしない金額を支払った</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対して、その共済金等の支払をしない金額を支払った額の返還を請求する権利を失うものとする。</u></p> <p><u>(共済金等の額)</u></p> <p><u>第15条 第14条第1項の規定によりこの組合が支払うべき共済金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、共済金額をもつて限度とする。</u></p> <p><u>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金の額</u></p> <p><u>(2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療又は看護の費用の額</u></p> <p><u>(3) 被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害の防止又は軽減に要した費用（被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解又は調停に要した費用を除く。）の額</u></p> <p><u>2 第14条第2項の規定によりこの組合が支払うべき損害賠償額は、被共済者が被害者に支払うべき損害賠償の額に相当する額とし、共済金額をもつて限度とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による共済金の額又は前項の規定による損害賠償額</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害に係る部分は、前2項の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条の2に定める額を限度とする。</u></p> <p><u>4 第14条第5項の規定によりこの組合が支払うべき仮渡金の額は、令第12条において準用する令第5条に規定する金額とする。ただし、被害者の請求した額が同条に規定する金額未満の額であるときは、当該請求に係る額とする。</u></p> <p><u>5 この組合は、被害者に支払った仮渡金の額が第2項の規定によりこの組合が支払うべき損害賠償額に相当する額を超えた場合には、その超えた金額の返還を当該被害者に請求するものとする。</u></p> <p><u>6 この組合は、共済金の額又は損害賠償額の算出の基礎となる被共済者又は被害者が受けた損害の額を算出しようとするときは、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（平成13年12月21日金融庁・国土交通省告示第1号。第16条の2第1項において「支払基準」という。）及び全国共済連が定めた支払基準実施要領によつてするものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(共済金等の支払)</p> <p>第16条 <u>この組合は、共済契約者又は被共済者が第3条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、書面でこの組合に通知させる。</u></p> <p>(1) <u>当該事実が発生した日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢及び職業</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所</u></p> <p>(3) <u>損害賠償の請求を受けた場合は、その内容</u></p> <p>2 <u>この組合は、前項の書類のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを共済契約者又は被共済者に対し、この組合に提出させることができる。</u></p> <p>3 <u>被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、特別の理由がある場合を除き、被共済者と被害者との間に損害の額が確定した日の翌日から起算して30日以内に共済金支払請求</u></p>	<p>(共済金等の支払<u>手続</u>)</p> <p>第16条 <u>共済契約者又は被共済者は、第14条第1項に規定する損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を書面でこの組合に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該事実発生の日時、場所及びその状況</u></p> <p>(2) <u>被害者の氏名、住所、年齢及び職業</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる事項の証人となる者があるときはその氏名及び住所</u></p> <p>(4) <u>損害賠償の請求を受けたとき又は第14条第1項に規定する損害に係る訴訟を提起し、若しくは提起されたときはその内容</u></p> <p>2 <u>共済契約者又は被共済者は、第14条第1項に規定する損害又はその原因となるべき事実が発生した場合において、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これをこの組合に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>被共済者は、共済金の支払を請求しようとするときは、特別の理由がある場合を除き、第14条第1項に規定する損害の額が確定した日の翌日から起算して30日以内に共済金支払請求書に損害賠償金の</u></p>

変 更 案	現 行
<p>書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この組合が必要とする書類を添え、これをこの組合に提出させる。</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p>支払を証明する書類その他この組合が必要とする書類を添え、これをこの組合に提出して、<u>共済金の支払を請求しなければならない。</u></p> <p><u>4 被害者は、損害賠償額の支払を請求しようとするときは、損害賠償額支払請求書に次の各号に掲げる書類（既に仮渡金の支払を請求しているときは、第3号に掲げる書面）を添え、これをこの組合に提出して、損害賠償額の支払を請求しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 診断書又は検案書</u></p> <p><u>(2) 加害者及び被害者の氏名及び住所並びに加害行為の行われた日時及び場所を証するに足りる書面</u></p> <p><u>(3) 請求する金額の算出基礎を証するに足りる書面であつて、診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示しているもの</u></p> <p><u>(4) 死亡した者についての請求にあつては、請求する者の死亡した者との続柄を証するに足りる書面</u></p> <p><u>5 被害者は、仮渡金の支払を請求しようとするときは、仮渡金支払請求書に損害賠償額の支払の請求と同時に請求しようとする場合及び既に損害賠償額の支払を請求している場合以外の場合には、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて、これをこの組合に提出して、仮渡金の支払を請求しなければならない。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>4 この組合は、<u>前項</u>の場合に、特に必要があると認めるときは、この組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、この組合の負担とする。</p>	<p>6 この組合は、<u>前3項</u>の場合に、特に必要があると認めるときは、<u>共済金等の支払を請求した者に対し、この組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。</u>この場合において、必要な費用は、この組合の負担とする。</p>
<p>[削る。]</p>	
<p>[削る。]</p>	<p>7 <u>共済金又は損害賠償額は、調査のため特に日時を要するときを除き、第3項又は第4項に規定する書類がこの組合に到達した日からその日を含めて30日以内に、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所において支払うものとする。</u></p>
<p>[削る。]</p>	<p>8 <u>仮渡金は、第5項に規定する書類がこの組合に到達した後遅滞なく、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所において支払うものとする。</u></p>
<p>[削る。]</p>	<p>9 <u>この組合は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</u></p>
<p>[削る。]</p>	<p>10 <u>この組合は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</u></p>
<p>[削る。]</p>	<p>11 <u>この組合は、被共済者が第3項の規定による手続を2年間怠り、又は被害者が第4項若しくは第5項の規定による手続を2年間怠つたときは、共済金又は損害賠償額若しくは仮渡金を支払わないこと</u></p>

変 更 案	現 行
<p>5 <u>この組合は、第3項の請求があったときは、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面をその請求を行った被共済者に交付する。</u></p> <p>6 <u>この組合は、第3項の請求を受けた日からその日を含めて30日以内に共済金を支払う。ただし、この組合がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払う。</u></p> <p>7 <u>この組合は、前項の規定により共済金を支払ったとき又は共済金を支払わないことを決定したときは、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第2項又は同条第3項に規定する書面を当該請求を行った被共済者に交付する。</u></p> <p>8 <u>この組合がてん補すべき金額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、共済金額をもって限度とする。</u></p> <p>(1) <u>被共済者が被害者に支払った損害賠償金及び被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療又は看護の費用のうち法第23条の3において準用する法第16条の3に規定する支払基準に基づいて算出した額</u></p> <p>(2) <u>他人に対する求償権の行使について必要な手続等損害の防止軽</u></p>	<p><u>ができる。</u></p>

変 更 案	現 行
<p><u>減に要した費用</u></p> <p>9 <u>この組合は、令第12条において準用する令第3条に規定する書類により被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面を被害者に交付する。</u></p> <p>10 <u>この組合は、前項の請求を受けたときは、あらかじめ被共済者の意見を求めたうえ、共済金額を限度として、被害者に対して法第23条の3において準用する法第16条の3に規定する支払基準による損害賠償額を支払う。ただし、この組合が被共済者に対してその損害をてん補したときは、そのてん補した金額の限度においては、被害者に対する支払は行わない。</u></p> <p>11 <u>この組合は、前項の規定により損害賠償額を支払ったとき又は損害賠償額を支払わないことを決定したときは、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第2項又は同条第3項に規定する書面を当該請求を行った被害者に交付する。</u></p> <p>12 <u>第10項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、共済契約者又は被共済者の悪意によって損害を生じたときを除き、この組合は、被共済者に対して損害をてん補したものとみなす。</u></p>	

変 更 案	現 行
<p><u>13 第7項又は第11項の規定により交付した書面に関し、被共済者又は被害者から書面により説明を求められたときは、この組合は、法第23条の3において準用する法第16条の5に規定する書面により説明する。</u></p> <p><u>14 この組合は、前項の説明を求められた場合であって第三者の権利利益を不当に害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その説明を求められた事項の全部又は一部について説明しないことができる。この場合において、この組合は、説明をしない旨及びその理由を記載した書面をその説明を求めた者に交付する。</u></p> <p><u>15 この組合は、第13項の説明を求められた日からその日を含めて30日以内に説明をする。ただし、この組合が事務処理上の困難その他正当な理由によりこの期間内に説明することができないときは、説明を求めた者に対し、この期間内に説明をできない理由及び説明を行う期限を書面により通知する。</u></p> <p><u>16 この組合は、令第12条において準用する令第6条に規定する書類により、被害者から法第23条の3において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金（以下この条において「仮渡金」という。）の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払う。</u></p> <p><u>17 この組合は、特に必要があると認めるときは、第10項及び前項の</u></p>	

変 更 案	現 行
<p><u>支払の請求をした者に対し、この組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、この組合が負担する。</u></p> <p>18 <u>この組合は、損害賠償額及び仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知する。</u></p> <p>19 <u>この組合は、第16項の規定により被害者に対して支払った仮渡金の金額が損害賠償額を超えたときには、その超えた金額の返還を被害者に請求する。</u></p> <p>20 <u>この組合は、被共済自動車について当該共済契約の他に共済契約又は保険契約が締結されている場合は、締結した時がより早い契約の共済期間又は保険期間と重複する共済期間において発生した損害のてん補、損害賠償額の支払及び仮渡金の支払（以下この項において「損害のてん補等」という。）の責を免れる。この場合において、損害賠償額の支払又は仮渡金の支払（以下この項において「損害賠償額等の支払」という。）の請求に応じて損害賠償額等の支払をしたときは、この組合又は被害者が当該共済契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額を限度に、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対して支払をした額の返還を</u></p>	

変 更 案	現 行
<p><u>請求する権利を失う。</u></p> <p><u>また、この組合は被共済自動車について当該共済契約の他に共済契約又は保険契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が当該契約を含めて2以上あるときは、当該共済契約に関し損害のてん補等をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について損害のてん補等の責を免れる。この場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、この組合又は被害者が当該共済契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていたときを除き、損害賠償額等の支払を免れるべき金額を限度に、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対して支払をした額の返還を請求する権利を失う。</u></p> <p><u>21 この組合は、被共済者の負担すべき損害に関し、被共済者と被害者との間に争いが生じた場合には、被共済者が支出する訴訟、和解又は調停等に関する一切の費用を負担しない。</u></p> <p><u>22 共済金の額につきこの組合と被共済者との間に紛争を生じた場合において、当事者間の協議が整わないときは、この組合が全国共済連の同意を得、書面をもって選定した者及び被共済者が書面をもって選定した者各1名の決定にまかせるものとし、もしそれらの者の</u></p>	

変 更 案	現 行
<p><u>間で意見が一致しないときは、それらの者が選定した1名の者の裁定にまかせるものとする。</u></p> <p>23 <u>前項の決定又は裁定に要する費用は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担割合は、同項の決定又は裁定において定めるものとする。</u></p> <p>24 <u>第22項の規定にかかわらず、この組合が支払うべき共済金の額又は損害賠償額の決定について、この組合と被共済者又は被害者との間で争いが生じたときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。</u></p> <p>25 <u>この組合は、指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守する。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等により解決が行われた場合には、この限りではない。</u></p> <p>26 <u>被共済者が他人に対し、損害賠償の請求をすることができる場合において、この組合が被共済者に損害をてん補したとき又は被害者に損害賠償額の支払をしたときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、この組合は、てん補した金額又は支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利（次項において「権利」という。）を取得する。</u></p> <p>27 <u>この組合は、損害をてん補した場合又は被害者に損害賠償額の支</u></p>	

変 更 案	現 行
<p><u>払をした場合は、被共済者に対して権利を行使するために必要な一切の書類をこの組合に提出させる。</u></p> <p>28 <u>この組合は、他の農業協同組合又は全国共済連の共済契約に係る被害者から申出があった場合には、他の農業協同組合又は全国共済連が支払うべき損害賠償額又は仮渡金の支払手続に関する事務を処理する。</u></p> <p>29 <u>この組合は、共済契約者又は被共済者の悪意によって発生した損害については、共済金を支払わない。</u></p> <p>[削る。]</p>	<p><u>(書面の交付)</u></p> <p><u>第16条の2 この組合は、共済金等の支払の請求があつたときは、支払基準の概要、共済金等の支払の手続の概要及び法第23条の5第1項の規定により紛争処理業務を行う者として指定された者（以下「指定紛争処理機関」という。）の概要を記載した書面をその請求を行つた被共済者又は被害者に交付するものとする。</u></p> <p><u>2 この組合は、共済金等の支払を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を前項に規定する請求を行つた被共済者又は被害者に交付するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事故の年月日</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>(2) 令第2条第1項各号に定める損害ごとの支払金額</u></p> <p><u>(3) 令第2条第1項第2号に定める後遺障害（以下「後遺障害」という。）に該当する場合にあつては、該当する等級（以下「後遺障害等級」という。）及びその等級に該当すると判断したことの理由</u></p> <p><u>(4) 共済金等の支払において損害額から減額を行つた場合にあつては、その減額の割合及び減額を行うことと判断したことの理由</u></p> <p><u>3 この組合は、法第3条ただし書に規定する事項の証明があつたことその他の理由により共済金等を支払わないこととしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を第1項の規定により請求を行つた被共済者又は被害者に交付するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事故の状況の概要</u></p> <p><u>(2) 被共済者に損害賠償の責任がないと判断した場合にあつては、その判断の理由</u></p> <p><u>(3) 事故により損害が発生していないと判断した場合にあつては、その判断の理由</u></p> <p><u>(4) 法第14条の規定によりこの組合が損害のてん補の責を免れると判断した場合にあつては、その判断の理由</u></p> <p><u>4 この組合は、前3項の規定による書面の交付に代えて、被共済者</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>又は被害者の承諾を得て、その書面に記載すべき事項を令第4条の2に規定する情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。</u></p> <p><u>(書面による説明等)</u></p> <p><u>第16条の3 この組合は、前条第2項又は第3項の規定により書面を交付した後において、被共済者又は被害者から、書面により、次の各号に掲げる事項について説明を求められたときは、その説明を求めた被共済者又は被害者に対して、書面により、その説明を求められた事項を説明するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事故の状況の詳細</u></p> <p><u>(2) 事故により支出を要した費用、事故により失われた利益、慰謝料その他の損害の細目及びその細目ごとの積算の詳細</u></p> <p><u>(3) 後遺障害に該当する場合にあつては、その後遺障害等級に該当すると判断した理由の詳細</u></p> <p><u>(4) 共済金等の支払において損害額から減額を行つた場合にあつては、減額の割合の判断をした理由の詳細</u></p> <p><u>(5) 被共済者に損害賠償の責任がないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>(6) 事故により損害が発生していないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>(7) 法第14条の規定によりこの組合が損害のてん補の責を免れると判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>2 この組合は、前項の規定による説明を求められた場合であつて第三者の権利利益を不当に害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その説明を求められた事項の全部又は一部について説明しないことができるものとする。この場合において、この組合は、説明をしない旨及びその理由を記載した書面を前項の規定により説明を求めた被共済者又は被害者に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>3 この組合は、第1項の規定による説明又は前項の規定による書面の交付（次項において「説明等」という。）について、第1項の規定により被共済者又は被害者から説明を求められた日から起算して30日以内に行うものとする。</u></p> <p><u>4 この組合は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に説明等をする事ができないときは、同項に規定する期間内に、第1項の規定により説明を求めた被共済者又は被害者に対し、書面により、前項に規定する期間内にその説明等をする事ができない理由及びその説明等の期限を通知するものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>5 この組合は、第1項の規定による書面による説明、第2項の規定による書面の交付又は前項の規定による書面による通知に代えて、被共済者又は被害者の承諾を得て、その書面に記載すべき事項を令第4条の3において準用する令第4条の2に規定する情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。</u></p> <p><u>(支払等の届出)</u></p> <p><u>第16条の4 この組合は、令第2条第1項第1号イに該当する損害、同項第2号イに該当する損害、同項第3号ロからホまでに該当する損害及び同号へに該当する損害であつて令別表第二第1級から第3級までに該当するもの、同条第2項に該当する損害並びに令別表第一備考第1号若しくは別表第二備考第6号に該当する損害について共済金等を支払つたとき又は第16条の2第3項の規定による書面の交付を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事故の状況の詳細</u></p> <p><u>(2) 被共済者、加害者及び被害者の氏名、年齢、住所その他の被共済者、加害者及び被害者に関する重要事項</u></p> <p><u>(3) 令第2条第1項各号に定める損害ごとの支払金額</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>(4) 事故により支出を要した費用、事故により失われた利益、慰謝料その他の損害の細目及びその細目ごとの積算の詳細</u></p> <p><u>(5) 後遺障害に該当する場合にあつては、後遺障害等級及びその等級に該当すると判断をした理由の詳細</u></p> <p><u>(6) 共済金等の支払において損害額から減額を行つた場合にあつては、その減額の割合及び減額の割合の判断をした理由の詳細</u></p> <p><u>(7) 被共済者に損害賠償の責任がないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>(8) 事故により損害が発生していないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>(9) 法第14条の規定によりこの組合が損害のてん補の責を免れると判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>(紛争の処理)</u></p> <p><u>第17条 共済金の額につきこの組合と被共済者との間に紛争を生じた場合において、当事者間の協議が整わないときは、この組合が全国共済連の同意を得、書面をもつて選定した者及び被共済者が書面をもつて選定した者各1名の決定にまかせるものとし、もしそれらの者の中で意見が一致しないときは、それらの者が選定した1名の者</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る。]</p>	<p><u>の裁定にまかせるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の決定又は裁定に要する費用は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担割合は、同項の決定又は裁定において定めるものとする。</u></p> <p><u>(指定紛争処理機関による紛争の処理)</u></p> <p><u>第17条の2 前条の規定にかかわらず、この組合が支払うべき共済金等の額について、この組合と被共済者又は被害者との間に紛争を生じた場合に、当事者間の協議が整わないときは、その当事者のいずれも、指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとする。</u></p> <p>2 <u>この組合は、指定紛争処理機関より、紛争処理業務の実施に伴い、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求められた場合には、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。</u></p> <p>3 <u>この組合は、第1項に規定する指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守するものとする。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等により解決が行われた場合には、この限りでない。</u></p>

変 更 案	現 行
〔削る。〕	<p><u>(損害防止義務)</u></p> <p><u>第18条 共済契約者及び被共済者は、第14条第1項に規定する損害又はその原因となるべき事実が発生したときは、当該損害の防止及び軽減に努めなければならない。</u></p>
〔削る。〕	<p><u>(代 位)</u></p> <p><u>第19条 この組合は、被共済者が第三者に対し損害の賠償を請求することができる場合において、被共済者に共済金を支払ったとき又は被害者に損害賠償額を支払ったときは、被共済者の権利を害しない範囲内で、かつ、その支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得するものとする。</u></p> <p><u>2 被共済者は、この組合が要求したときは、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠及び書類の提供その他の行為をしなければならない。この場合において、これらの行為に要する費用は、この組合の負担とする。</u></p>
〔削る。〕	<p style="text-align: center;"><u>第4章 共済契約の異動</u></p> <p><u>(通知義務)</u></p> <p><u>第20条 共済契約者又は被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、第1号から第3号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載をすることを請求しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法第20条各号に掲げる事実又は事項を変更した場合</u></p> <p><u>(2) 被共済自動車法第10条に規定する自動車となつた場合</u></p> <p><u>(3) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合</u></p> <p><u>(4) 当該共済契約と重複する他の共済契約又は保険契約を締結する場合</u></p> <p><u>2 この組合は、前項後段の規定による請求があつたときは、遅滞なく、共済証明書にその旨の記載をするものとする。ただし、第28条第1項後段の規定による共済掛金の不足額又は次項の規定による支払つた金額の支払がなかつたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 この組合は、第1項第1号又は第3号に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した被共済自動車の運行による事故により共済金等を支払つた場合において、共済契約者又は被共済者が第1項に規定する通知を怠つていたときは、共済契約者に対し、その支払つた金額の支払を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第28条第1項の規定により、共済掛金の不足の額の払込みをしたときは、この限りでない。</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>(共済契約者の異動)</u></p> <p>第21条 <u>被共済自動車が譲渡された場合において、譲渡人及び譲受人が、被共済自動車に係る共済契約による権利義務を譲受人が承継する旨を書面によりこの組合に通知したときは、被共済自動車譲渡された時において、当該承継についてこの組合の承認があつたものとみなす。</u></p> <p><u>(共済契約の無効)</u></p> <p>第22条 <u>共済契約締結の当時、共済契約に関し、共済契約者又は被共済者に詐欺の行為があつたときは、当該共済契約は無効とする。</u></p> <p><u>(共済契約者による解除)</u></p> <p>第23条 <u>共済契約者は、次条に規定する場合のほか、被共済自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この組合に対する書面による通知をもつて、将来に向かつて、共済契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 登録自動車(道路運送車両法第13条第1項に規定する登録自動車をいう。)について、同法第15条又は第16条の規定により抹消登録があつた場合</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>(2) 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を陸運支局長又は軽自動車検査協会に提出した場合</u></p> <p><u>(3) 小型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。）又は原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区又は市町村の交付する標識を当該特別区又は市町村の長に提出した場合</u></p> <p><u>(4) 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸出の許可を受けた場合</u></p> <p><u>(5) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u></p> <p><u>(6) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を陸運支局長に返納した場合</u></p> <p><u>(7) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を陸運支局長に返還した場合</u></p> <p><u>(組合又は共済契約者による解除)</u></p> <p><u>第24条 次の各号に掲げる場合には、この組合は共済証明書記載の共済契約者の住所にあてての書面による通知をもつて、共済契約者はこの組合に対する書面による通知をもつて、将来に向かつて、それ</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>ぞれ共済契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 第20条第1項第2号に掲げる場合</u></p> <p><u>(2) 被共済自動車について他に共済契約又は保険契約が締結されて</u> <u>おり、かつ、その契約の共済期間又は保険期間の終期が当該共済</u> <u>契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いもので</u> <u>ある場合</u></p> <p><u>(告知義務違反等による解除)</u></p> <p><u>第25条 この組合は、共済契約締結の当時、共済契約者が悪意又は重</u> <u>大な過失により、法第20条各号に掲げる事項を告げず、又は当該事</u> <u>項につき不実のことを告げた場合には、共済証書記載の共済契約</u> <u>者の住所にあてての書面による通知をもつて、将来に向かつて、共</u> <u>済契約を解除することができる。ただし、この組合が、共済契約締</u> <u>結の当時、その告げなかつた事実を知り、若しくはその告げたこと</u> <u>が不実であることを知っていた場合又は過失によつてその告げな</u> <u>かつた事実を知らず、若しくはその告げたことが不実であることを知</u> <u>らなかつた場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>2 この組合が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解</u> <u>除は、共済契約者がその解除の通知を受けた日から起算して7日の</u></p>

変 更 案	現 行
	<p><u>後に、将来に向かつて、その効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>3 この組合は、前項の解除の効力が生ずる日前に発生した被共済自動車の運行による事故により共済金等を支払ったときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定による解除権は、この組合が共済契約者若しくは被共済者の申出により共済証明書の記載を訂正したとき、この組合が解除の原因を知った時から1か月間これを行わなかったとき又は共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅する。</u></p> <p><u>5 第1項から前項までの規定は、共済契約締結の当時、被共済自動車の所有者又は運転者であつて共済契約者以外の者であるものの悪意又は重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく法第20条各号に掲げる事項を告げず、又は当該事項につき不実のことを告げた場合について準用する。</u></p> <p><u>(共済証明書等の返納)</u></p> <p><u>第26条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済証明書及び共済標章をこの組合に返納しなければならない。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(共済掛金の払戻し又は追徴)</p> <p><u>第17条 共済掛金の払戻し又は追徴は、共済約款の規定により行う。</u></p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p>(共済掛金の払戻し)</p> <p><u>第27条 この組合は、共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失により共済契約が無効となつた場合には、共済掛金を払い戻さないものとする。</u></p> <p><u>2 この組合は、次の各号に掲げる場合には、共済掛金のうち未経過共済期間に係る部分につき別に定めるところにより算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</u></p> <p>(1) <u>共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失により共済契約が失効した場合</u></p> <p>(2) <u>第23条又は第25条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により共済契約が解除された場合</u></p> <p>(3) <u>第24条の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合</u></p> <p><u>3 この組合は、共済契約が失効した場合（前項第1号に掲げる場合を除く。）、第24条の規定によりこの組合が共済契約を解除した場合又はこの組合のみの故意又は重大な過失により共済契約が解除された場合には、共済掛金につき日割により計算した未経過共済期間に係る部分に相当する金額を共済契約者に払い戻すものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
〔削る。〕	<p><u>(共済掛金の減額、増額等)</u></p> <p><u>第28条 この組合は、第20条第1項第1号又は第3号に掲げる場合において、共済証明書にその旨の記載をするときは、別に定めるところにより、共済掛金を減額し、又は増額するものとする。この場合には、この組合は、当該減額又は増額により生じた共済掛金の過不足の額を払い戻し、又は追徴するものとする。</u></p> <p><u>2 この組合は、共済契約者又は被共済者の申出により、共済証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足の額を払い戻し、又は追徴するものとする。</u></p> <p><u>3 この組合は、共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があつたときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を払い戻し、又は追徴するものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により共済掛金を減額又は増額する場合において、その減額又は増額の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>〔新設〕</p> <p><u>(共済金額又は共済期間の変更)</u></p> <p>第18条 <u>共済金額又は共済期間の変更は、全国共済連が定めた取扱いと同一とする。</u></p> <p>〔削る。〕</p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>割戻金の割戻し</u></p> <p><u>(割戻金の割戻し)</u></p> <p>第29条 <u>この組合は、共済契約に係る全国共済連との再共済契約につき全国共済連から割戻金の割戻しがあつたときは、これを当該共済契約に対する割戻金として共済契約者に割り戻すものとする。</u></p> <p>2 <u>割戻金の割戻しを受ける権利を有する者が新たな共済契約の申込みをした場合には、その者に割り戻すべき割戻金は、その者が払い込むべき共済掛金の額からその者に割り戻すべき金額を差し引いてすることができる。</u></p> <p>3 <u>この組合は、共済契約の締結に当たり、確定金額の割戻しを約さないものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[削る.]</p> <p><u>(共済者の変更等)</u></p> <p>[削る.]</p> <p><u>第19条</u> この組合は、共済契約者から申出があつた場合において、適当と認めるときは、<u>共済者を他の農業協同組合及び全国共済連又は全国共済連に変更することができる。</u></p> <p><u>2</u> この組合は、<u>自動車損害賠償責任共済の事業を他の農業協同組合若しくは全国共済連に譲渡し、又は共済者を他の農業協同組合及び全国共済連若しくは全国共済連に変更したときは、その時におけるその共済契約に係る責任準備金のうち当該他の農業協同組合又は全国共済連が引き継ぐべき部分について、当該他の農業協同組合又は全国共済連の共済事業の経理に引き継ぐ。</u></p> <p><u>3</u> この組合は、他の<u>農業協同組合</u>から自動車損害賠償責任共済の事</p>	<p><u>第6章 其他事業の実施に関し必要な事項</u></p> <p><u>(共済事業の譲渡及び譲受け並びに共済契約の移転及び承継)</u></p> <p><u>第30条</u> この組合は、<u>自動車損害賠償責任共済の事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は共済契約の全部を包括して移転（以下この条において「包括移転」という。）する場合には、あらかじめ共済契約者に通知し、その譲渡する事業に係る共済契約又は包括移転に係る共済契約を他の農業協同組合又は全国共済連（以下この条及び第32条において「他の組合」という。）に移転するものとする。</u></p> <p><u>2</u> この組合は、共済契約者から申出があつた場合において、適当と認めるときは、<u>共済契約を他の組合に移転することができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の規定により共済契約を他の組合に移転したときは、その時における当該共済契約に係る責任準備金は、これを移転後の共済契約に係る責任準備金として、当該他の組合の自動車損害賠償責任共済の事業の経理に引き継ぐものとする。</u></p> <p><u>4</u> この組合は、他の<u>組合から</u>自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡</p>

変 更 案	現 行
<p>業の譲渡若しくは<u>共済者の変更の申出があつた場合又は全国共済連から共済者の追加の申出があつた場合</u>において、<u>適当と認めるときは、当該事業を譲り受け、又はその共済契約の共済者となることができる。</u></p> <p>4 <u>この組合は、共済者の地位を失ったとき（自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡又は共済者の変更による場合を除く。）は、その時におけるその共済契約に係る責任準備金のうちこの組合が積み立てている部分について、全国共済連に引き継ぐ。</u></p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p>若しくは<u>共済契約の移転の申出があつた場合又は他の農業協同組合から共済契約の包括移転の申出があつた場合には、この組合の事業に差し支えない限り、当該事業を譲り受け、又は当該共済契約を承継するものとする。</u></p> <p><u>(共済約款の変更に伴う措置)</u></p> <p>第31条 <u>全国共済連が共済約款を変更しようとする場合において、変更後の共済約款をその変更の際現に存する共済契約に適用することにつき農林水産大臣の承認を受けたときは、その変更の際現に存する共済契約は、将来に向かつて変更されたものとする。</u></p> <p><u>(他の組合を経由する損害賠償額の支払請求等)</u></p> <p>第32条 <u>被害者は、損害賠償額又は仮渡金の支払の請求を他の組合を経由して行うことができる。</u></p> <p>2 <u>この組合は、他の組合の共済契約に係る被害者から申出があつた</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(災害等による特別措置)</p> <p><u>第20条</u> この組合は、<u>第8条、第10条及び第11条</u>の規定にかかわらず、<u>災害等に</u>伴い、道路運送車両法第61条の2の規定により自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、<u>共済契約締結の</u>手続及び共済掛金の収納について、全国共済連が定めた特別措置を適用することができる。</p> <p>[削る。]</p> <p>[新設]</p> <p><u>第2節 共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項</u></p>	<p><u>場合には、他の組合が支払うべき損害賠償額又は仮渡金の支払手続に関する事務を処理するものとする。</u></p> <p>(災害等による特別措置)</p> <p><u>第33条</u> この組合は、<u>第9条から第11条までの</u>規定にかかわらず、<u>災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、かつ、道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約の承諾及び共済掛金の収納について、全国共済連が定めた特別措置を適用することができる。</u></p> <p><u>(その他の事項)</u></p> <p><u>第34条</u> この組合は、この規程に規定する場合のほか、<u>共済契約の変更の取扱いをしないものとする。</u></p> <p><u>2 この組合は、共済契約につき、特約をしないものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>〔新設〕</p> <p><u>（共済契約に関する事項）</u></p> <p>第21条 <u>この組合が行う共同事業により締結する共済契約に関する事項は、共済約款による。</u></p> <p><u>2 共済契約は、共済約款により締結する。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p><u>（共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項）</u></p> <p>第22条 <u>この組合が行う共同事業により締結する共済契約に係る共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項は、算出方法書による。</u></p>	

自動車損害賠償責任共済約款（案）

（共済責任の範囲）

第1条 組合は、被共済者が、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「共済証明書」といいます。）記載の自動車（以下「被共済自動車」といいます。）の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、共済金を支払います。

（定 義）

第2条 この約款で「運行」、「保有者」および「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条に規定する運行、保有者および運転者とします。

2 この約款で「被共済者」とは、被共済自動車の保有者およびその運転者とします。

（共済責任の始期および終期）

第3条 組合の共済責任は、共済契約が成立した時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。ただし、共済契約者があらかじめ共済期間の始期を指定したときは、その時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。

（事故の発生）

第4条 共済契約者または被共済者は、第1条（共済責任の範囲）の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、遅滞なく、次の各号の事項を書面で組合に通知しなければなりません。

- (1) その事実が発生した日時、場所およびその状況
- (2) 被害者の氏名、住所、年令および職業
- (3) 前2号の事項の証人となる者があるときはその氏名および住所

(4) 損害賠償の請求を受けたときまたは第1条（共済責任の範囲）の損害にかかる訴訟を提起し、もしくは提起されたときはその内容

2 共済契約者または被共済者は、第1条（共済責任の範囲）の損害またはその原因となるべき事実が発生した場合において、組合が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければなりません。

3 共済契約者および被共済者は、第1条（共済責任の範囲）の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、第三者に対する権利の保全または行使について必要な手続をすることその他損害の防止および軽減に努めなければなりません。

（共済金の額）

第5条 組合が支払うべき共済金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、共済金額（自動車損害賠償保障法施行令（以下「令」といいます。）第12条において準用する令第2条に定める共済金額をいいます。以下同じ。）をもって限度とします。ただし、法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額（以下「損害賠償額」といいます。）の支払がある場合には、共済金の額は、共済金額から損害賠償額を差し引いた額をもって限度とします。

(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金の額

(2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用の額

(3) 被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害の防止または軽減に要した費用（被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用を除きます。）の額

2 前項の規定による共済金の額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害にかかる部分は、前項の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条の2に定める額を限度とします。

（免 責）

第6条 組合は、第1条（共済責任の範囲）の損害が生じた場合であっても、その損害が共済契約者または被共済者の悪意によって生じたものであるときは、共済金を支払いません。

(重複契約の場合の免責)

第7条 組合は、被共済自動車について、この共済契約よりも締結した時が早い法に基づく他の共済契約または保険契約があり、かつ、被共済自動車の運行による事故がその締結した時が早い他の契約の共済期間または保険期間において生じたものである場合には、第5条（共済金の額）の規定にかかわらず、共済金を支払いません。

2 組合は、被共済自動車について、この共済契約と同時に締結した法に基づく他の共済契約または保険契約があり（この共済契約よりも締結した時が早い法に基づく他の共済契約または保険契約がないときに限ります。）、かつ、被共済自動車の運行による事故がその同時に締結した他の契約の共済期間または保険期間において生じたものである場合には、第5条（共済金の額）の規定にかかわらず、共済金の支払をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額をこえる金額については、共済金を支払いません。

(共済金の支払手続)

第8条 被共済者は、共済金の支払を請求しようとするときは、特別の理由がある場合を除き、第1条（共済責任の範囲）の損害の額が確定した日の翌日から起算して30日以内に共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他組合が必要とする書類を添え、これを組合に提出して、共済金の支払を請求しなければなりません。

2 組合は、特に必要があると認めるときは、組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができるものとします。この場合において、必要な費用は、組合が負担するものとします。

3 組合は、第1項の請求を受けた日からその日を含めて30日以内に共済金を支払うものとします。ただし、組合がこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払います。

4 組合は、被共済者が第1項の規定による手続を2年間怠ったときは、共済金を支払わないことができるものとします。

(代 位)

第9条 組合は、被共済者が第三者に対し損害の賠償を請求することができる場合に、被共済者

に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額を支払ったときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、かつ、その支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得するものとします。

- 2 被共済者は、組合が要求したときは、前項の規定により組合が取得した権利の保全および行使のために必要な証拠および書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合に、これらの行為に要する費用は、組合が負担するものとします。

(通知義務)

第10条 共済契約者または被共済者は、次の各号の場合には、遅滞なく、書面によりその旨を組合に通知し、第1号から第3号までの場合には、共済証明書にその旨の記載の請求をしなければなりません。

- (1) 法第20条各号に掲げる事実または事項を変更した場合
- (2) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合
- (3) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が発生した場合
- (4) この共済契約と重複する法に基づく他の共済契約または保険契約を締結する場合

- 2 組合は、前項第1号または第3号の場合において、共済証明書にその旨の記載をするときは、別に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとします。この場合には、組合は、その減額または増額により生じた共済掛金の過不足の額を払いもどし、または追徴するものとします。

- 3 前項の規定により共済掛金を減額し、または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとします。

- 4 組合は、第1項第1号または第3号の事実が発生し、危険が増加した後に発生した被共済自動車の運行による事故により共済金または損害賠償額を支払った場合において、共済契約者または被共済者が同項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができるものとします。ただし、共済契約者が損害の発生前に第2項の規定により共済掛金の不足の額の払込みをしたときは、この限りではありません。

5 組合は、共済契約者が第2項の規定による共済掛金の不足額の追徴または前項の規定による支払った金額の支払の請求に応じないときは、共済証明書に第1項の規定による記載をしないことがあります。

(共済契約の無効)

第11条 共済契約締結の当時、共済契約に関し、共済契約者または被共済者に詐欺の行為があったときは、共済契約は無効とします。

(組合または共済契約者による解除)

第12条 共済契約者は、次項に規定する場合のほか、被共済自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、組合に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。

- (1) 登録自動車（道路運送車両法第13条第1項に規定する登録自動車をいいます。）について、同法第15条、第15条の2または第16条の規定によりそれぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合
- (2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合
- (3) 小型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車をいいます。）または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を特別区または市町村の長に提出した場合
- (4) 関税法第67条に規定する輸出の許可を受けた場合
- (5) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を行政庁に返納した場合
- (6) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合
- (7) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車（道路運送車両法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車をいいます。第4項において同じ。）について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合は共済証明書記載の共済契約者の住所にあて

ての書面による通知をもって、共済契約者は組合に対する書面による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができるものとします。

(1) 第10条（通知義務）第1項第2号の場合

(2) 被共済自動車について法に基づく他の共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合

3 前2項の規定による解除は、将来に向かって、その効力を生じます。

4 共済契約者は、共済契約が解除された場合には、被共済自動車検査対象外軽自動車または原動機付自転車以外の自動車であるときは共済証明書を、検査対象外軽自動車または原動機付自転車であるときは共済証明書および共済標章を組合に返納しなければなりません。

(告知義務違反等による解除)

第13条 組合は、共済契約締結の当時、共済契約者が悪意または重大な過失によって法第20条各号に掲げる事項について事実を告げず、または不実のことを告げたときは、共済証明書記載の共済契約者の住所にあてての書面による通知をもって、共済契約を解除することができるものとします。ただし、組合がその事実を知りまたは過失によって知らなかったときは、この限りではありません。

2 前項本文の規定は、組合が共済契約者または被共済者の申出により共済証明書の記載を訂正したとき、組合が解除の原因を知ったにもかかわらず共済契約を解除しないで1か月間経過したときまたは共済契約の成立後5年を経過したときは、これを適用しません。この場合において、共済証明書の記載の訂正に伴い共済掛金を訂正する必要があるときは、組合は、共済掛金の過不足の額を払いもどし、または追徴することができるものとします。

3 第1項の規定による解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かって、その効力を生じます。

4 組合は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた被共済自動車の運行による事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができるものとします。

- 5 第1項から前項までの規定は、共済契約締結の当時、被共済自動車の保有者または運転者であって共済契約者以外の者であるものの悪意または重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなくて法第20条各号に掲げる事項について事実を告げず、または不実のことを告げた場合について準用します。
- 6 前条第4項の規定は、第1項または前項の規定による共済契約の解除について準用します。

(共済掛金の払いもどし)

第14条 組合は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の無効の場合には、共済掛金を払いもどさないものとします。

- 2 組合は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の失効の場合または第12条（組合または共済契約者による解除）の規定による共済契約の解除の場合（同条第2項の規定により組合が共済契約を解除した場合を除きます。）もしくは前条第1項（同条第5項において準用する場合を含みます。）の規定による共済契約の解除の場合には、共済掛金のうち未経過共済期間にかかる部分につき別に定めるところにより算出した金額を共済契約者に払いもどすものとします。
- 3 前2項の場合を除き、組合は、共済契約の無効の場合には共済掛金の全額を、失効の場合にはその翌日から起算し日割によって計算した未経過共済期間に対する共済掛金を共済契約者に払いもどすものとします。
- 4 組合のみの故意または重大な過失により共済契約が解除された場合および組合が第12条（組合または共済契約者による解除）第2項の規定により共済契約を解除した場合には、組合は、前項の規定により計算した共済掛金を共済契約者に払いもどすものとします。

(共済証明書等の再交付)

第15条 組合は、次の各号の場合に共済証明書を共済契約者に再交付するものとします。

- (1) 共済契約者から損傷または識別困難となった共済証明書の提出があった場合
- (2) 共済契約者から共済証明書につき、盗難、焼失、滅失等があったことを証する書類の提出があった場合

2 組合は、次の各号の場合に共済標章を共済契約者に再交付するものとします。この場合には、共済契約者は、共済証明書を提示しなければなりません。

(1) 共済契約者から損傷または識別困難となった共済標章の提出があった場合

(2) 共済契約者から共済標章につき、盗難、焼失、滅失等があったことを証する書類の提出があった場合

(紛争の処理)

第16条 組合の支払うべき共済金の額について、組合と被共済者との間に紛争を生じた場合に、当事者間の協議がととのわないときは、組合および被共済者が書面をもって選定した者各1名の決定にまかせるものとします。もしそれらの者の間で意見が一致しないときは、それらの者が選定した1名の者の裁定にまかせるものとします。

2 前項の決定または裁定に要する費用は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担割合は、同項の決定または裁定において定めるものとします。

3 前2項の規定にかかわらず、組合の支払うべき共済金または損害賠償額について、組合と被共済者または被害者との間に紛争を生じた場合に、当事者間の協議がととのわないときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争の処理を申請することができるものとします。

4 組合は、前項の指定紛争処理機関による紛争の処理が行われた場合には、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。

(共済契約者の権利義務の承継)

第17条 被共済自動車が譲渡された場合に、譲渡人および譲受人が、被共済自動車にかかる共済契約による権利義務を譲受人が承継する旨を書面により組合に通知したときは、被共済自動車が譲渡された時に、その承継について組合の承認があったものとみなします。

(組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡)

第18条 共済契約者は、組合の承認を得たときは、共済契約の内容の同一性を維持したまま、共済契約の当事者を他の農業協同組合に変更することができます。

2 全国共済農業協同組合連合会（以下「全国共済連」といいます。）のみを当事者とする共済契約にあっては、共済契約者は、全国共済連の承認を得たときは、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。

3 前項により追加された農業協同組合は、全国共済連と連帯して共済責任を負います。

4 組合が自動車損害賠償責任共済の事業の全部または一部を譲渡したときは、その譲渡した共済事業にかかる共済契約については、次の各号の者が共済契約の当事者となります。

(1) 他の農業協同組合に譲渡した場合

他の農業協同組合および全国共済連

(2) 全国共済連に譲渡した場合

全国共済連

(共済約款の変更)

第19条 全国共済連が、共済約款の変更につき農林水産大臣の承認を受ける場合に、変更後の共済約款をその変更の際現に存する共済契約に適用することについて農林水産大臣の承認を受けたときは、その変更の際現に存する共済契約は、将来に向かって、変更されたものとします。

(共済掛金の変更)

第20条 共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を払いもどし、または追徴するものとします。

(全国共済連の共済責任)

第21条 全国共済連は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済責任を負います。

2 前項の全国共済連の共済責任は、組合の共済責任と同時に開始します。

3 第1項の規定にかかわらず、第24条（共済約款の規定の読みかえ）の適用がある場合を除き、共済約款に定める共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為については、組合に対して行なってください。

（組合の行為の取扱い）

第22条 組合と共済約款の規定により権利義務を有する者との間でなされた共済契約に関する行為の効果は、全国共済連にも及びます。

2 組合につき前項の行為の無効または取消しの原因がある場合には、全国共済連についても無効または取消しの原因があるものとして取扱います。

（全国共済連による保障の継続）

第23条 組合は、組合が次の各号のいずれかに該当した場合には、その各号の時から、共済契約の当事者の地位を失い、全国共済連のみが共済契約の当事者となります。

(1) 農業協同組合法の規定による共済規程の承認取消しの処分を受けたとき
取消しの効力が生じた時

(2) 解散の議決をしたときまたは農業協同組合法の規定による解散の命令があったとき
解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散命令の効力が生じた時

(3) 破産法、民事再生法または農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあったとき。ただし、その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられたときその他全国共済連が不相当な申立てと認めたときを除きます。

申立ての時

（共済約款の規定の読みかえ）

第24条 全国共済連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「全国共済連」と読みかえて、共済約款の規定を適用します。

(他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加)

第25条 第23条（全国共済連による保障の継続）により全国共済連のみを当事者としたこととなった共済契約について、全国共済連は、全国共済連の定めるところにより、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。

2 前項の農業協同組合は、全国共済連との間で定めた日から、全国共済連と連帯して共済責任を負います。

3 第1項により他の農業協同組合の追加をしたときは、第21条（全国共済連の共済責任）第3項の規定を、前項の日から準用します。

(準 拠 法)

第26条 この約款に定めていない事項については、日本国の関係法令に準拠するものとします。

自動車損害賠償責任共済事業規約改定案（新・旧対照条文）

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済契約の承諾）</p> <p>第11条 この会は、前条第1項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第24条第2項第2号に掲げる場合に該当する共済契約の申込みである場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第11条各号に掲げる事項に該当する場合には、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>（1） 令第11条第1号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>（2） 令第11条第2号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>（3） 令第11条第3号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>（4） 令第11条第4号に掲げる事項の場合には、自動車の継続検査の場合に新たに記入されるべき自動車検査証の有効期間の始期前1か月以内になされた申込みについて自動車検査証の有効期間と共済期間のずれのため、<u>別に定めるしんしゃく期間を認める場合</u>以外は承諾しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済契約者による解除）</p> <p>第29条 共済契約者は、次条に規定する場合の外、次の各号のいずれか1に該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>（1） 登録自動車について、<u>道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</u></p> <p>（2） 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）</u>又は軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>（3） 小型特殊自動車又は原動機付自転車について、使用を廃止した場合（特別区又は市町村の条例で小型特殊自動車又は原動機付自転車に当該特別区又は市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区又は市町村の長に提出した場合に限る。）</p>	<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済契約の承諾）</p> <p>第11条 この会は、前条第1項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第24条第2項第2号に掲げる場合に該当する共済契約の申込みである場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第11条各号に掲げる事項に該当する場合には、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>（1） 令第11条第1号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>（2） 令第11条第2号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>（3） 令第11条第3号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>（4） 令第11条第4号に掲げる事項の場合には、自動車の継続検査の場合に新たに記入されるべき自動車検査証の有効期間の始期前1か月以内になされた申込みについて自動車検査証の有効期間と共済期間のずれのため、<u>1か月未満のしんしゃく期間を認める場合</u>以外は承諾しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済契約者による解除）</p> <p>第29条 共済契約者は、次条に規定する場合の外、次の各号のいずれか1に該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>（1） 登録自動車について、<u>道路運送車両法第15条第1項の規定により抹消登録を受け、若しくは同条第3項の規定により抹消登録のあった旨の通知を受けた場合（同条第1項第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。）</u>又は同法第16条第1項の規定により抹消登録を受けた場合</p> <p>（2） 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>地方運輸局陸運支局長（以下「陸運支局長」という。）</u>又は軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>（3） 小型特殊自動車又は原動機付自転車について、使用を廃止した場合（特別区又は市町村の条例で小型特殊自動車又は原動機付自転車に当該特別区又は市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区又は市町村の長に提出した場合に限る。）</p>	<p>※1か月のしんしゃく期間では短い実態があり、自動車損害賠償責任保険事業方法書(損保)との整合性を図る。</p> <p>※道路運送車両法の改正にあわせて条文を整備する。</p> <p>※国土交通省設置法の一部を改正する法律にあわせて条文を整備する。 (以下、7号、8号において同じ。)</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(4) 登録証書（特例法第5条第1項の登録証書をいう。以下同じ。）の交付を受けた自動車について、特例法第2条第2項の締約国において使用するため関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(6) 道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(7) 道路運送車両法第36条の2第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を<u>運輸監理部長又は運輸支局長</u>に返納した場合</p> <p>(8) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を<u>運輸監理部長又は運輸支局長</u>に返納した場合</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p>	<p>(4) 登録証書（特例法第5条第1項の登録証書をいう。以下同じ。）の交付を受けた自動車について、特例法第2条第2項の締約国において使用するため関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(6) 道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(7) 道路運送車両法第36条の2第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合</p> <p>(8) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p>	
<p style="text-align: center;">（共済等事業の譲渡及び譲受け並びに共済契約の移転及び承継）</p> <p>第36条 この会は、自賠責共済事業の全部又は一部を譲渡する場合には、総会の議決により契約をもって自賠責共済事業の共済契約の全部を包括して、生協法に基づいて設立された法人（以下「生協法人」という。）に移転することができる。</p> <p>2 前項の規定により共済契約を生協法人に移転する場合は、生協法第50条の2の規定による。</p> <p>3 <u>前2項の規定により共済契約を他の生協法人に移転したときは、その時における当該共済契約に係る準備金は、これを移転後の共済契約に係る準備金として、他の生協法人の自動車損害賠償責任共済の事業の経理に引き継ぐものとする。</u></p> <p>4 <u>この会は、他の生協法人から自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡もしくは共済契約の移転の申し出があった場合または他の生協法人から全部を包括して移転の申し出があった場合には、この会の事業に差し支えがないかぎり、当該事業を譲り受け、または当該共済契約を承継するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p>	<p style="text-align: center;">（共済等事業の譲渡及び譲受け並びに共済契約の移転及び承継）</p> <p>第36条 この会は、自賠責共済事業の全部又は一部を譲渡する場合には、総会の議決により契約をもって自賠責共済事業の共済契約の全部を包括して、生協法に基づいて設立された法人（以下「生協法人」という。）に移転することができる。</p> <p>2 前項の規定により共済契約を生協法人に移転する場合は、生協法第50条の2の規定による。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p>	<p>※自動車損害賠償責任共済の契約移転にともなう、法に定められた準備金の取扱いを明確化するため。</p> <p>※自動車損害賠償責任共済の事業譲渡、契約移転等にともなう、他の生協からの事業譲渡、契約承継等の譲受けについて規定上明確化するため。</p>
<p style="text-align: center;">（業務及び権限の範囲）</p> <p>第37条 この会は、この規約の定めるところに従い、次の業務及び権限の範囲内で自賠責事業を実施するものとする。</p> <p>(1) この会の定款第5条に規定する主たる事務所である本部（以下「本部」という。）は、共済契約の締結又は解除、共済掛金の收受又は返還、共済掛金領収証、共済証書、共済証明書及び共済標章の発行、損害の調査、支払共済金の決定および支払その他共済契約等に関する業務を行い、かつ、この会が<u>設置する支部を監督する。</u></p> <p>(2) <u>支部は、当該各区域内において、共済契約の締結又は解除、共済掛金の收受又は返還、共済掛金領収証、共済証明書および共済標章の発行、損害の調査、支払共済金の決定および支払その他共済契約等に関する業務を行い、かつ、当該各区域内の支所等事務所（以下「支所等事務所」という。）を監督する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（業務及び権限の範囲）</p> <p>第37条 この会は、この規約の定めるところに従い、次の業務及び権限の範囲内で自賠責事業を実施するものとする。</p> <p>(1) この会の定款第5条に規定する主たる事務所である本部（以下「本部」という。）は、共済契約の締結又は解除、共済掛金の收受又は返還、共済掛金領収証、共済証書、共済証明書及び共済標章の発行、損害の調査、支払共済金の決定および支払その他共済契約等に関する業務を行い、かつ、この会が<u>各都道府県に1か所設置する都道府県支部（以下「都道府県支部」という。）を監督する。</u></p> <p>(2) <u>都道府県支部は、当該各都道府県区域内において、共済契約の締結又は解除、共済掛金の收受又は返還、共済掛金領収証、共済証明書および共済標章の発行、損害の調査、支払共済金の決定および支払その他共済契約等に関する業務を行い、かつ、当該各区域内の支所等事務所（以下「支所等事務所」という。）を監督する。</u></p>	<p>※単産会員の全労済への統合にと もない県域をまたがる支部を設置するため。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(3) 支所等事務所は、前号に掲げる業務のうち、<u>共済契約の締結、共済掛金の収受又は返還、共済掛金領収証、共済証明書および共済標章の発行に関する一切の業務を行う。</u></p> <p>2 前項各号に規定する本部、<u>支部および支所等事務所の所在地等は、別に定める「自動車損害賠償責任共済事務所一覧」による。</u></p> <p>3 この会は、次条の規定により、<u>自賠責共済事業の業務の一部を他の組織に委託することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(災害等による特別措置) 第40条 この会は、第 11 条および第 12 条の規定に係わらず<u>災害等に伴い、道路運送車両法第 61 条の 2 の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合は、共済契約の締結の手続きおよび共済掛金の収納について、別に定める特別措置を適用することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則(平成 年 月 日一部改正)</u></p> <p>(施行期日) <u>1 この規約の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。</u> <u>ただし、別表第 1 「共済掛金率表」の一部改正は平成 年 月 日より施行し、平成 年 月 日以降始期を有する契約から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>別紙第 1 共済掛金率算出方法書 ※ 今後、損害保険料率機構が金融庁から認可を得る自動車損害賠償責任保険基準料率と同一とします。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>別紙第 2</p> <p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p style="text-align: center;">〔自動車損害賠償責任共済事業規約第 9 条に規定する自動車損害賠償責任共済約款〕</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(共済契約者による解除) 第17条 共済契約者は、次条（この会または共済契約者による解除）に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって共済契約を解除することができます。</p>	<p>(3) 支所等事務所は、前号に掲げる業務のうち、<u>共済契約の締結、共済掛金の収受又は返還、共済掛金領収証、共済証明書および共済標章の発行に関する一切の業務を行う。</u></p> <p>2 前項各号に規定する本部、<u>都道府県支部および支所等事務所の所在地等は、別に定める「自動車損害賠償責任共済事務所一覧」による。</u></p> <p>3 この会は、次条の規定により、<u>自賠責共済事業の業務の一部を他の組織に委託することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(災害等による特別措置) 第40条 この会は、第 11 条および第 12 条の規定に係わらず<u>災害救助法が適用され、かつ、道路運送車両法第 61 条の 2 の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合は、共済契約の締結の手続きおよび共済掛金の収納について、別に定める特別措置を適用することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p style="text-align: center;"><u>< 新 設 ></u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>別紙第 1 共済掛金率算出方法書</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>別紙第 2</p> <p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p style="text-align: center;">〔自動車損害賠償責任共済事業規約第 9 条に規定する自動車損害賠償責任共済約款〕</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(共済契約者による解除) 第17条 共済契約者は、次条（この会または共済契約者による解除）に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって共済契約を解除することができます。</p>	<p>※国土交通省から、自動車検査証の有効期間の伸長は、災害救助法の適用時以外もあり得るとの指摘を踏まえ、災害救助法の適用を特別措置の条件を削除する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(1) 登録自動車について、<u>道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録</u>を受けた場合。</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長</u>（以下「運輸支局長」という。）または軽自動車検査協会に提出した場合。</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長に提出した場合。</p> <p>(4) 登録証書の交付を受けた自動車について、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第2条第2項の締約国において使用するため関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(6) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合。</p> <p>(7) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を<u>運輸監理部長又は運輸支局長</u>に返納した場合。</p> <p>(8) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を<u>運輸監理部長又は運輸支局長</u>に返納した場合。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>別表第1 共済掛金率表 1. 共済掛金 ※ 今後、損害保険料率機構が金融庁から認可を得る自動車損害賠償責任保険基準料率と同一とします。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p>	<p>(1) 登録自動車について、<u>車台が変わったことまたは運行の用に供することをやめたことによりまつ消登録</u>を受けた場合。</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>地方運輸局陸運支局長</u>（以下「陸運支局長」という。）または軽自動車検査協会に提出した場合。</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長に提出した場合。</p> <p>(4) 登録証書の交付を受けた自動車について、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第2条第2項の締約国において使用するため関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(6) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合。</p> <p>(7) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合。</p> <p>(8) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>別表第1 共済掛金率表 1. 共済掛金</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p>	<p>※国土交通省設置法の一部を改正する法律にあわせて条文を整備する。 (以下、7号、8号において同じ。)</p>

自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約改定案（新・旧対照条文）

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済契約の承諾）</p> <p>第11条 この会は、前条第1項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第24条第2項第2号に掲げる場合に該当する共済契約の申込みである場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第11条各号に掲げる事項に該当する場合には、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 令第11条第1号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(2) 令第11条第2号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(3) 令第11条第3号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(4) 令第11条第4号に掲げる事項の場合には、自動車の継続検査の場合に新たに記入されるべき自動車検査証の有効期間の始期前1か月以内になされた申込みについて自動車検査証の有効期間と共済期間のずれのため、<u>別に定めるしんしゃく期間を認める場合</u>以外は承諾しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済契約者による解除）</p> <p>第29条 共済契約者は、次条に規定する場合の外、次の各号のいずれか1に該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 登録自動車について、<u>道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</u></p> <p>(2) 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）</u>又は軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車又は原動機付自転車について、使用を廃止した場合（特別区又は市町村の条例で小型特殊自動車又は原動機付自転車に当該特別区又は市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区又は市町村の長に提出した場合に限る。）</p> <p>(4) 登録証書（特例法第5条第1項の登録証書をいう。以下同じ。）の交付を受けた自動車について、特例法第2条第2項の締約国において使用するため関税法（昭和29年法</p>	<p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済契約の承諾）</p> <p>第11条 この会は、前条第1項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第24条第2項第2号に掲げる場合に該当する共済契約の申込みである場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第11条各号に掲げる事項に該当する場合には、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 令第11条第1号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(2) 令第11条第2号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(3) 令第11条第3号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(4) 令第11条第4号に掲げる事項の場合には、自動車の継続検査の場合に新たに記入されるべき自動車検査証の有効期間の始期前1か月以内になされた申込みについて自動車検査証の有効期間と共済期間のずれのため、<u>1か月未満のしんしゃく期間を認める場合</u>以外は承諾しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済契約者による解除）</p> <p>第29条 共済契約者は、次条に規定する場合の外、次の各号のいずれか1に該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 登録自動車について、<u>道路運送車両法第15条第1項の規定により抹消登録を受け、若しくは同条第3項の規定により抹消登録のあった旨の通知を受けた場合（同条第1項第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。）</u>又は同法第16条第1項の規定により抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>地方運輸局陸運支局長（以下「陸運支局長」という。）</u>又は軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車又は原動機付自転車について、使用を廃止した場合（特別区又は市町村の条例で小型特殊自動車又は原動機付自転車に当該特別区又は市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区又は市町村の長に提出した場合に限る。）</p> <p>(4) 登録証書（特例法第5条第1項の登録証書をいう。以下同じ。）の交付を受けた自動車について、特例法第2条第2項の締約国において使用するため関税法（昭和29年法</p>	<p>※1か月のしんしゃく期間では短い実態があり、自動車損害賠償責任保険事業方法書(損保)との整合性を図る。</p> <p>※道路運送車両法の改正にあわせて条文を整備する。</p> <p>※国土交通省設置法の一部を改正する法律にあわせて条文を整備する。 (以下、7号、8号において同じ。)</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>律第 61 号) 第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(6) 道路運送車両法第34条第1項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(7) 道路運送車両法第36条の2第1項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を<u>運輸監理部長又は運輸支局長</u>に返納した場合</p> <p>(8) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の2第3項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を<u>運輸監理部長又は運輸支局長</u>に返納した場合</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p>	<p>律第 61 号) 第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(6) 道路運送車両法第34条第1項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(7) 道路運送車両法第36条の2第1項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合</p> <p>(8) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の2第3項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p>	
<p>(再共済等事業の譲渡及び譲受け並びに共済契約及び再共済契約の移転及び承継)</p> <p>第50条 この会は、再共済等事業の全部又は一部を譲渡する場合には、総会の議決により契約をもって再共済等事業の共済契約及び再共済契約の全部を包括して、生協法に基づいて設立された法人(以下「生協法人」という。)に移転することができる。</p> <p>2 前項の規定により共済契約及び再共済契約を生協法人に移転する場合は、生協法第50条の2の規定による。</p> <p>3 <u>前2項の規定により共済契約及び再共済契約を他の生協法人に移転したときは、その時における当該共済契約及び再共済契約に係る準備金は、これを移転後の共済契約に係る準備金として、他の生協法人の自動車損害賠償責任共済の事業の経理に引き継ぐものとする。</u></p> <p>4 <u>この会は、他の生協法人から自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡もしくは共済契約の移転の申し出があった場合または他の生協法人から全部を包括して移転の申し出があった場合には、この会の事業に差し支えがないかぎり、当該事業を譲り受け、または当該共済契約を承継するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p>	<p>(再共済等事業の譲渡及び譲受け並びに共済契約及び再共済契約の移転及び承継)</p> <p>第50条 この会は、再共済等事業の全部又は一部を譲渡する場合には、総会の議決により契約をもって再共済等事業の共済契約及び再共済契約の全部を包括して、生協法に基づいて設立された法人(以下「生協法人」という。)に移転することができる。</p> <p>2 前項の規定により共済契約及び再共済契約を生協法人に移転する場合は、生協法第50条の2の規定による。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p>	<p>※自動車損害賠償責任共済の契約移転にともなう、法に定められた準備金の取扱いを明確化するため。</p> <p>※自動車損害賠償責任共済の事業譲渡、契約移転等にともなう、他の生協からの事業譲渡、契約承継等の譲受けについて規定上明確化するため。</p>
<p>(災害等による特別措置)</p> <p>第54条 この会は、第11条および第12条の規定に係わらず<u>災害等に伴い、道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合は、共済契約の締結の手続きおよび共済掛金の収納について、別に定める特別措置を適用することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則(平成14年1月30日一部改正)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>(災害等による特別措置)</p> <p>第54条 この会は、第11条および第12条の規定に係わらず<u>災害救助法が適用され、かつ、道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合は、共済契約の締結の手続きおよび共済掛金の収納について、別に定める特別措置を適用することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則(平成14年1月30日一部改正)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>※国土交通省から、自動車検査証の有効期間の伸長は、災害救助法の適用時以外もあり得るとの指摘を踏まえ、災害救助法の適用を特別措置の条件を削除する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(経過措置)</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>3 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に共済責任を開始する契約にあっては、事業規約第10条、第12条、第14条、第26条、第33条、第34条、第47条および第48条中「共済掛金」とあるのは、「共済掛金から法附則第7項に規定する保険料等充当交付金を控除した金額」と、第39条、第47条および第48条中「再共済掛金」とあるのは、「再共済掛金から法附則第7項に規定する<u>保険料等充当交付金（以下『交付金』という。）</u>を控除した金額」と読み替える。</p> <p>4 法附則第7項に規定する<u>交付金</u>の取扱いについては、国土交通大臣が定める<u>保険料等充当交付金交付要綱</u>(以下「<u>要綱</u>」という。)に定めるところによる。 <u>なお、要綱の変更前であっても、交付金の変更が見込まれる場合は、見込みの交付金の額により、取り扱うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>付 則(平成 年 月 日一部改正)</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この規約の一部改正は、平成17年4月1日より施行する。</u> <u>ただし、この規約の別表第1「共済掛金率表」の一部改正は平成 年 月 日より施行し、平成 年 月 日以降始期を有する契約から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>別紙第1 共済掛金率算出方法書 ※ 今後、損害保険料率機構が金融庁から認可を得る自動車損害賠償責任保険基準料率と同一とします。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>別紙第2</p> <p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p style="text-align: center;">〔自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約第9条に規定する自動車損害賠償責任共済約款〕</p>	<p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(経過措置)</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>3 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に共済責任を開始する契約にあっては、事業規約第10条、第12条、第14条、第26条、第33条、第34条、第47条および第48条中「共済掛金」とあるのは、「共済掛金から法附則第7項に規定する保険料等充当交付金を控除した金額」と、第39条、第47条および第48条中「再共済掛金」とあるのは、「再共済掛金から法附則第7項に規定する<u>保険料等充当交付金</u>を控除した金額」と読み替える。</p> <p>4 法附則第7項に規定する<u>保険料等充当交付金</u>の取扱いについては、国土交通大臣が定める<u>保険料等充当交付金交付要綱</u>に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p style="text-align: center;"><u>< 新 設 ></u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>別紙第1 共済掛金率算出方法書</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>別紙第2</p> <p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p style="text-align: center;">〔自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約第9条に規定する自動車損害賠償責任共済約款〕</p>	<p>※保険料等充当交付金交付要綱の変更まえであっても、交付金の変更が見込まれる場合は、見込みの交付金の額により取り扱うことができることを規定上明確にする。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第17条 共済契約者は、次条（この会または共済契約者による解除）に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、<u>道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合。</u></p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）</u>または軽自動車検査協会に提出した場合。</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長に提出した場合。</p> <p>(4) 登録証書の交付を受けた自動車について、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第2条第2項の締約国において使用するため関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(6) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合。</p> <p>(7) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を<u>運輸監理部長又は運輸支局長</u>に返納した場合。</p> <p>(8) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を<u>運輸監理部長又は運輸支局長</u>に返納した場合。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p style="text-align: center;">別表第1 共 済 掛 金 率 表</p> <p>1. 共済掛金</p> <p>※今後、損害保険料率機構が金融庁から認可を得る2005年4月1日以降に保険責任を開始する契約から適用する自動車損害賠償責任保険基準料率と同一の金額とします。</p>	<p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第17条 共済契約者は、次条（この会または共済契約者による解除）に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、<u>車台が変わったことまたは運行の用に供することをやめたことによりまつ消登録を受けた場合。</u></p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>地方運輸局陸運支局長（以下「陸運支局長」という。）</u>または軽自動車検査協会に提出した場合。</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長に提出した場合。</p> <p>(4) 登録証書の交付を受けた自動車について、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第2条第2項の締約国において使用するため関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(6) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合。</p> <p>(7) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合。</p> <p>(8) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p style="text-align: center;">別表第1 共 済 掛 金 率 表</p> <p>1. 共済掛金</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p>	<p>※国土交通省設置法の一部を改正する法律にあわせて条文を整備する。 (以下、7号、8号において同じ。)</p>

自動車損害賠償責任共済規程改定案 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済規程</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則に関する事項</p> <p>(事業経営の地域) 第 1 条 右に同じ</p> <p>(定 義) 第 2 条 右に同じ</p> <p>(共済の目的の範囲) 第 3 条 右に同じ</p> <p>(共済契約者および被共済者の範囲) 第 4 条 右に同じ</p>	<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済規程</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則に関する事項</p> <p>(事業経営の地域) 第 1 条 全国自動車共済協同組合連合会（以下「本会」という。）の事業経営の地域は、日本国内とする。</p> <p>(定 義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 中 協 法 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） (2) 法 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号） (3) 令 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号） (4) 規 則 自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号） (5) 自 動 車 法第2条第1項の自動車 (6) 原動機付自転車 法第2条第1項の原動機付自転車 (7) 運 行 法第2条第2項の運行 (8) 保 有 者 法第2条第3項の所有者 (9) 運 転 者 法第2条第4項の運転者 (10) 共 済 契 約 法第11条第2項の責任共済の契約 (11) 保 険 契 約 法第11条第1項の責任保険の契約</p> <p>(共済の目的の範囲) 第 3 条 共済の目的は、自動車の日本国内（日本国外における日本船舶内を含む。）における運行によって他人の生命または身体を害したことにより、被共済者が負った法律上の損害賠償責任とする。</p> <p>(共済契約者および被共済者の範囲) 第 4 条 共済契約者は、本会の会員である自動車共済協同組合（以下「会員」という。）の組合員とする。ただし、中協法第9条の2第3項に規定された組合員以外の者にも利用させることができる。 2 被共済者は、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「共済証明書」という。）に記載されている自動車の所有者およびその運転者とする。</p>

新	旧
<p>(共済金額および共済期間の制限) 第 5 条 右に同じ</p> <p>(共済掛金率) 第 6 条 右に同じ</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 共済契約の締結に関する事項</p> <p>(共済契約締結の単位) 第 7 条 右に同じ</p> <p>(共済約款による契約の締結) 第 8 条 右に同じ</p> <p>(共済契約の申込み) 第 9 条 右に同じ</p> <p>(共済契約の承諾) 第 10 条 本会は、前条第 1 項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第 24 条第 2 項第 3 号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第 11 条各号に掲げる事項に該当する場合には、次に定めるところによるもの</p>	<p>(共済金額および共済期間の制限) 第 5 条 共済金額は、令第 12 条において準用する令第 2 条に定める金額とする。 2 共済期間は、添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」に定める期間とする。</p> <p>(共済掛金率) 第 6 条 共済掛金率は、別紙「自動車損害賠償責任共済掛金率算出方法書」に定める方法により算出した添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 共済契約の締結に関する事項</p> <p>(共済契約締結の単位) 第 7 条 共済契約は、自動車 1 両ごとに締結するものとする。</p> <p>(共済約款による契約の締結) 第 8 条 本会は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し別紙「自動車損害賠償責任共済約款」(以下「共済約款」という。)を提示し、かつ、これによってするものとする。</p> <p>(共済契約の申込み) 第 9 条 本会に対して共済契約の申込みをしようとする者は、自動車損害賠償責任共済契約申込書を本会に提出しなければならない。 2 前項の共済契約申込書には、次の事項を記載するものとし、その様式は「自動車損害賠償責任共済取扱規定集」(以下「取扱規定集」という。)によるものとする。 (1) 共済事業の種類 (2) 申込日 (3) 自動車登録番号、車両番号または標識の番号(車台番号) (4) 自動車の種別および使用の本拠の所在地 (5) 共済責任の始期、終期および共済期間 (6) 共済掛金 (7) 申込者の氏名または名称および住所 (8) その他取扱規定集に定める事項</p> <p>(共済契約の承諾) 第 10 条 本会は、前条第 1 項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第 24 条第 2 項第 3 号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第 11 条各号に掲げる事項に該当する場合には、次に定めるところによるもの</p>

新	旧
<p>とする。</p> <p>(1) 令第11条第1号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(2) 令第11条第2号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(3) 令第11条第3号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(4) 令第11条第4号に掲げる事項の場合には、自動車の継続検査の場合に新たに記入されるべき自動車検査証の有効期間の始期前1か月以内になされた申込みについて自動車検査証の有効期間と共済期間のずれのため、<u>別に定める</u>しんしゃく期間を認める場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(共済掛金の收受) 第11条 右に同じ</p> <p>(共済期間の始期および終期) 第12条 右に同じ</p> <p>(共済証明書等の交付) 第13条 右に同じ</p>	<p>とする。</p> <p>(1) 令第11条第1号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(2) 令第11条第2号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(3) 令第11条第3号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(4) 令第11条第4号に掲げる事項の場合には、自動車の継続検査の場合に新たに記入されるべき自動車検査証の有効期間の始期前1か月以内になされた申込みについて自動車検査証の有効期間と共済期間のずれのため、<u>1か月未満</u>のしんしゃく期間を認める場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(共済掛金の收受) 第11条 本会は、共済契約の申込みを承諾したときは、同時に共済掛金を收受するものとする。</p> <p>(共済期間の始期および終期) 第12条 共済期間は、共済契約の成立の時から共済期間の末日の午前12時までとする。ただし、共済契約者があらかじめ共済期間の始期を指定したときは、その時から共済期間の末日の午前12時までとする。</p> <p>(共済証明書等の交付) 第13条 本会は、共済掛金を收受したときは、規則第8条において準用する規則第1条に定める様式の共済証明書を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 本会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車または締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号。以下「特例法」という。）第2条第2項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）について共済証明書を交付したときは、規則第8条において準用する規則第1条の3に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>3 本会は、共済契約者から請求があったときは、共済証書を共済契約者に交付する。</p> <p>4 前項の共済証書には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 第9条項第1号および第3号から第6号までに掲げる事項</p> <p>(2) 契約年月日</p> <p>(3) 共済契約者の氏名または名称および住所</p> <p>(4) 共済証書の作成地および作成年月日</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第3章 共済金等に関する事項</p> <p>(共済金等の支払事由) 第14条 右に同じ</p> <p>(免責) 第15条 右に同じ</p> <p>(重複契約の場合の免責) 第16条 右に同じ</p>	<p style="text-align: center;">第3章 共済金等に関する事項</p> <p>5 本会は、法第9条の4において準用する法第7条第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に共済証明書を再交付する。 6 本会は、法第9条の4において準用する法第9条の2第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に共済標章を再交付する。</p> <p>(共済金等の支払事由) 第14条 本会は、被共済者が、共済証明書に記載されている自動車の運行によって他人の生命または身体を害した場合において、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を受けたときは、被共済者に共済金を支払うものとする。 2 本会は、自動車の所有者たる被共済者が法第3条に規定する損害賠償責任を負った場合において被害者から請求があったときは、被害者に損害賠償額（法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の損害賠償額をいう。以下同じ。）を支払うものとする。 3 本会は、被共済者が被害者に損害の賠償をした場合において、被共済者に共済金を支払ったときは、前項の規定にかかわらず、当該共済金の額に相当する額については被害者に損害賠償額を支払わないものとする。 4 第2項の規定により本会が被害者に損害賠償額を支払ったときは、共済契約者または被共済者の悪意によって損害が生じた場合を除き、本会が被共済者に当該損害賠償額に相当する額の共済金を支払ったものとみなす。 5 本会は、自動車の所有者たる被共済者が共済証明書に記載されている自動車の運行によって他人の生命または身体を害した場合において被害者から請求があったときは、被害者に仮渡金（法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の仮渡金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。</p> <p>(免責) 第15条 本会は、第16条に規定する場合を除き、共済契約者または被共済者の悪意によって生じた損害については、共済金を支払わないものとする。</p> <p>(重複契約の場合の免責) 第16条 本会は、共済証明書に記載されている自動車について、この共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合においては、締結したときがより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した第14条第1項の共済金、第2項の損害賠償額および第5項の仮渡金（以下、「共済金等」という。）を支払わないものとする。</p>

新	旧
<p>(共済金等の額) 第17条 右に同じ</p>	<p>2 本会は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」という。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払として給付をしたときは、本会または被害者がこの共済契約の他に締結したときがより早い契約があることを知っていた場合を除き、その給付をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした給付の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>3 本会は、共済証明書に記載された自動車について、この共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合において、締結したときが最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し共済金の支払をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について共済金等を支払わないものとする。</p> <p>4 本会は、前項の場合において、損害賠償等の支払の請求に応じてその支払として給付をしたときは、本会または被害者がこの共済契約の他に締結したときが最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払について支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした給付の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>(共済金等の額) 第17条 第14条第1項の規定により本会が支払うべき共済金の額は、次の各号の額の合計額とし、令第12条において準用する令第2条に定める共済金額（以下「共済金額」という。）をもって限度とする。</p> <p>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金の額</p> <p>(2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用の額</p> <p>(3) 被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害の防止または軽減に要した費用（被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用を除く。）の額</p> <p>2 第14条第2項の規定により本会が支払うべき損害賠償額は、被共済者が被害者に支払うべき損害賠償の額に相当する額とし、共済金額をもって限度とする。</p> <p>3 第1項の規定による共済金の額または前項の規定による損害賠償額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害に係る部分は、前2項の規定にかかわらず、令第12条で準用する令第3条の2に定める額を限度とする。</p> <p>4 第14条第5項の規定により本会が支払うべき仮渡金の額は、令第17条において準用する令第5条に規定する金額とする。ただし、被害者の請求した額が同条に規定する金額未満の額であるときは、当該請求に係る額とする。</p>

新	旧
<p>(共済金等の支払手続) 第18条 右に同じ</p>	<p>5 本会は、被害者に支払った仮渡金の額が第2項の規定により本会が支払うべき損害賠償額に相当する額を超えた場合には、その超えた金額の返還を当該被害者に請求するものとする。</p> <p>6 本会は、共済金の額または損害賠償額の算出の基礎となる被共済者または被害者が受けた損害の額を算出しようとするときは、法第16条の3第1項の支払基準に基づき本会が定めた、別紙「自動車損害賠償責任共済支払基準実施要領のよるものとする。</p> <p>(共済金等の支払手続) 第18条 共済契約者または被共済者は、第14条第1項の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を遅滞なく書面で本会に通知しなければならない。</p> <p>(1) 当該事実発生の日時、場所およびその状況 (2) 被害者の氏名、住所、年齢および職業 (3) 前2号に掲げる事項の証人となる者があるときはその氏名および住所 (4) 損害賠償の請求を受けたときまたは第14条第1項の損害に係る訴訟を提起しようとするとき、もしくは提起されたときはその内容</p> <p>2 共済契約者または被共済者は、第14条第1項の損害またはその原因となるべき事実が発生した場合において、本会が特に必要とする書類または証拠となるべきものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを本会に提出しなければならない。</p> <p>3 被共済者は、共済金の支払を請求するときは、第14条第1項の損害の額の確定した日から30日以内または本会が承認した猶予期間内に、共済金請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他本会が必要とする書類を添えて、これを本会に提出しなければならない。</p> <p>4 被害者は、損害賠償額の支払を請求するときは、損害賠償額支払請求書に次の各号に掲げる書類(すでに仮渡金の支払を請求しているときは、第3号に掲げる書類)を添えて、これを本会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 診断書または検案書 (2) 加害者および被害者の氏名、住所ならびに加害行為の行われた日時および場所を証するに足りる書面 (3) 請求する金額の算出基礎を証するに足りる書面であつて、診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容および根拠を明示しているもの (4) 死亡した者についての請求にあつては、請求する者の死亡した者との続柄を証するに足りる書面</p> <p>5 被害者は、仮渡金の支払を請求するときは、仮渡金支払請求書に、損害賠償額の支払の請求と同時に請求しようとする場合およびすでに損害賠償額の支払を請求している場合を除き、前項第1号、第2号および第4号に掲げる書類を添えて、これを本会に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>(評価人および裁定人) 第19条 右に同じ</p> <p>(指定紛争処理機関の調停) 第20条 右に同じ</p> <p>(損害防止義務) 第21条 右に同じ</p>	<p>6 本会は、前3項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、本会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、本会の負担とする。</p> <p>7 共済金または損害賠償額は、第3項または第4項の書類が本会に到達した日から30日以内に支払うものとする。ただし、本会がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、このかぎりではない。</p> <p>8 仮渡金は、第5項の書類が本会に到達した後、遅滞なく、本会の事務所または本会の指定する場所において支払うものとする。</p> <p>9 本会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>10 本会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>11 本会は、被共済者が第3項の規定による手続を2年間怠り、または被害者が第4項もしくは第5項の規定による手続を2年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができる。</p> <p>(評価人および裁定人) 第19条 本会の支払うべき共済金の額について、本会と被共済者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名の評価人の判断に任せる。 もし、評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人に裁定させる。 2 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含む。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含む。)は、半額ずつ負担する。</p> <p>(指定紛争処理機関の調停) 第21条 本会は、前条の規定にかかわらず法第23条の5に規定する指定分処理機関の紛争処理による調停があった場合は、本会の支払うべき共済金の金額について、当該の調停に従う。</p> <p>(損害防止義務) 第21条 共済契約者および被共済者は、第14条第1項の損害またはその原因となるべき事実が発生したときは、当該損害の軽減および他の損害の防止に努めなければならない。</p>

新	旧
<p>(代 位) 第22条 右に同じ</p> <p style="text-align: center;">第4章 情報提供及び開示に関する事項</p> <p>(書面の交付) 第23条 右に同じ</p> <p>(書面等による説明) 第24条 右に同じ</p>	<p>(代 位) 第22条 本会は、被共済者が第三者に対し損害の賠償を請求することができる場合において、被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額を支払ったときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、かつ、その支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得するものとする。</p> <p>2 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、前項の権利を行使するために必要な一切の書類を本会に交付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 情報提供及び開示に関する事項</p> <p>(書面の交付) 第23条 本会は、共済金等の請求があったときは、遅滞なく、支払基準の概要そのた「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払適正化のための措置に関する省令（〇〇年内閣府令、国土交通省令第〇〇号）」（以下。「共済金等の支払適正化省令」という。）第10条で準用する第2条に定める事項を記載した書面を、当該の請求をおこなった被共済者または被害者に交付する。</p> <p>2 本会は、共済金等を支払ったときは、遅滞なく、支払った共済金等の金額、後遺障害の該当する等級、当該等級に該当すると判断した理由そのた「共済金等の支払適正化省令」第10条で準用する第3条に定める事項を記載した書面を、前項に規定する請求おこなった被共済者または被害者に交付する。</p> <p>3 本会は、第16条の規定に該当する等の理由により共済金を支払わないこととしたときは（第17条の規定に該当する場合による場合を除く）、遅滞なく、支払わないこととした理由そのたに定める事項を記載した書面を、第1項に規定する請求おこなった被共済者または被害者に交付する。</p> <p>(書面等による説明) 第24条 本会は、前条第2項または第3項の規定により書面を交付した後、被共済者または被害者から、書面により、「共済金等の支払適正化省令」第10条で準用する第7条に定める事項について説明を求められたときは、当該の説明を求めた者に対し、書面により当該の説明を求められた事項を説明する。</p> <p>2 前項の規定により説明を求められた場合であって第3者の権利利益を不当に害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該の説明を求められた事項について説明しないことができる。 この場合、本会は説明しない旨およびその理由を記載した書面を当該の説明を求め</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第5章 共済契約の異動に関する事項</p> <p>(通知義務) 第25条 右に同じ</p> <p>(共済契約者の異動) 第26条 右に同じ</p>	<p style="text-align: center;">第5章 共済契約の異動に関する事項</p> <p>(通知義務) 第25条 共済契約者または被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、書面によりその旨を本会に通知しなければならない。この場合において、第1号から第4号の場合には、共済証明書にその旨を記載することを請求しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第20条に規定する事項について変更した場合 (2) 自動車を他人に譲渡した場合 (3) 自動車が法第10条に規定する自動車となった場合 (4) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合 (5) 自動車の運行によって保有者および運転者以外の者が死亡した場合 (6) 当該共済契約と重複する他の共済契約または保険契約を締結する場合 <p>2 本会は、前項後段の規定による請求があったときは、遅滞なく、共済証明書にその旨の記載をするものとする。ただし、第30条第1項後段の規定による共済掛金の不足額または次項の規定によるてん補した金額の支払がなかったときは、このかぎりではない。</p> <p>3 本会は、第1項第1号または第4号の事実が発生し、危険が増加した後に発生した第14条第1項の損害をてん補した場合において、共済契約者または被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第30条第1項の規定により、共済掛金の不足の額の払込みをしたときは、このかぎりではない。</p> <p>(共済契約者の異動) 第26条 共済証明書に記載されている自動車が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利義務を承継することを共済契約者と約し、本会が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、当該自動車が譲渡された時に、その承継について本会の承認があったものとみなす。</p>

新	旧
<p>(共済契約の無効) 第27条 右に同じ</p> <p>(共済契約者による解除) 第28条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれか1に該当する場合にかぎり、将来に向かって、共済契約を解除することができる</p> <p>(1) 登録自動車について、<u>道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</u></p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、<u>車両番号標を運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）</u>または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止した場合（特別区または市町村の条例で小型特殊自動車または原動機付自転車に当該特別区または市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区または市町村の長に提出した場合に限る。）</p> <p>(4) 登録証書（特例法第5条第1項の登録証書をいう。以下同じ。）の交付を受けた自動車について、特例法第2条第2項の締約国において使用するため関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(6) 道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(7) 道路運送車両法第36条の2第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を<u>運輸監理部長または運輸支局長</u>に返納した場合</p> <p>(8) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を<u>運輸監理部長または運輸支局長</u>に返納した場合</p>	<p>(共済契約の無効) 第27条 共済契約締結の当時、共済契約に関し、共済契約者または被共済者に詐欺の行為があったときは、共済契約は無効とする。</p> <p>(共済契約者による解除) 第28条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれか1に該当する場合にかぎり、将来に向かって、共済契約を解除することができる</p> <p>(1) 登録自動車について、<u>道路運送車両法第15条第1項の規定により抹消登録を受け、もしくは同条第3項の規定により抹消登録のあった旨の通知を受けた場合</u> (<u>同条第1項第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。</u>) または同法第16条第1項の規定により抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、<u>車両番号標を地方運輸局陸運支局長（以下「陸運支局長」という。）</u>または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止した場合（特別区または市町村の条例で小型特殊自動車または原動機付自転車に当該特別区または市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区または市町村の長に提出した場合に限る。）</p> <p>(4) 登録証書（特例法第5条第1項の登録証書をいう。以下同じ。）の交付を受けた自動車について、特例法第2条第2項の締約国において使用するため関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(6) 道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(7) 道路運送車両法第36条の2第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合</p> <p>(8) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合</p>

新	旧
<p>(本会または共済契約者による解除) 第29条 右に同じ</p> <p>(告知義務違反等による解除) 第30条 右に同じ</p> <p>(共済証明書等の返納) 第31条 右に同じ</p>	<p>(本会または共済契約者による解除) 第29条 本会または共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができる。 (1) 自動車法第10条に規定する自動車となった場合 (2) 当該自動車について他に共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</p> <p>(告知義務違反等による解除) 第30条 本会は、共済契約締結の当時、共済契約者が本会に対し、悪意または重大な過失によって法第20条に規定する事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約を解除することができる。ただし、本会が、共済契約締結の当時、その告げなかった事実を知り、もしくはその告げたことが不実であることを知っていた場合または過失によってその告げなかった事実を知らず、もしくはその告げたことが不実であることを知らなかった場合には、このかぎりではない。 2 本会が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解除は、共済契約者がその解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かって、その効力を生ずるものとする。 3 本会は、前項の解除の効力が生ずる日前に発生した第14条第1項の損害について、その損害をてん補したときは、共済契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。 4 第1項の規定による解除権は、本会が共済契約者もしくは被共済者の申出により共済証明書の記載を訂正したとき、本会が解除の原因を知った時から1か月間これを行わなかったとき、または共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅する。この場合において、共済証明書の記載の訂正に伴い、共済掛金を訂正する必要があるときは、本会は、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴することができる。 5 第1項から前項までの規定は、共済契約締結の当時、自動車の保有者または運転者であって共済契約者以外の者であるものの悪意または重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく法第20条各号に掲げる事項を告げず、または当該事項につき不実のことを告げた場合について準用する。</p> <p>(共済証明書等の返納) 第31条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済証明書および共済標章を本会に返納しなければならない。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第7章 その他事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(共済契約の移転および承継ならびに共済事業の譲受け) 第34条 右に同じ</p> <p>(会員を経由する損害賠償額の支払請求等) 第35条 右に同じ</p> <p>(準備金の積立ておよび取崩し) 第36条 右に同じ</p> <p>(その他の事項) 第37条 右に同じ</p> <p style="text-align: center;">第8章 再共済に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第1節 再共済の範囲</p> <p>(再共済の引受けの範囲) 第38条 右に同じ</p>	<p style="text-align: center;">第7章 その他事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(共済契約の移転および承継ならびに共済事業の譲受け) 第34条 本会は、共済契約者から申出があった場合において、適当と認めるときは、共済契約を会員に移転することができる。 2 前項の規定により共済契約を会員に移転したときは、その時における当該共済契約に係る準備金は、これを移転後の共済契約に係る準備金として、会員の自動車損害賠償責任共済の事業の経理に引き継ぐものとする。 3 本会は、会員から自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡または共済契約を包括して移転する旨の申出があった場合もしくは会員から共済契約の移転の申出があった場合には、本会の事業に差し支えないかぎり、当該事業を譲り受け、または当該共済契約を承継するものとする。</p> <p>(会員を経由する損害賠償額の支払請求等) 第35条 被害者は、損害賠償額または仮渡金の支払の請求を会員を経由して行うことができる。</p> <p>(準備金の積立ておよび取崩し) 第36条 本会は、別紙「自動車損害賠償責任共済準備金算出方法書」に定める方法により算出した準備金を積み立てなければならない。 2 前項の準備金は、別紙「自動車損害賠償責任共済準備金算出方法書」に定める方法により取り崩すことができる。</p> <p>(その他の事項) 第37条 本会は、この規程に規定する場合のほか、共済契約の変更の取扱いをしないものとする。 2 本会は、共済契約につき、特約をしないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 再共済に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第1節 再共済の範囲</p> <p>(再共済の引受けの範囲) 第38条 本会は、会員以外の者と再共済契約を締結しないものとする。</p>

新	旧
<p>(再共済掛金率) 第39条 右に同じ</p> <p>(再共済責任の保有) 第40条 右に同じ</p> <p>(共同プール事務) 第41条 右に同じ</p> <p style="text-align: center;">第2節 再共済契約の締結</p> <p>(再共済契約の締結) 第42条 右に同じ</p> <p>(再共済契約の成立) 第43条 右に同じ</p>	<p>2 本会は、会員が行政庁の承認を受けた自動車損害賠償責任共済規程（以下「共済規程」という。）に基づいて締結された共済契約により負う共済責任でなければ、その再共済の引受けをしないものとする。</p> <p>3 本会が再共済契約により負う再共済責任は、会員の共済契約により負う共済責任と同一の範囲とする。</p> <p>(再共済掛金率) 第39条 第6条の規定は、再共済掛金率について準用する。この場合において、同条中に「共済掛金率は」とあるのは「再共済掛金率は」と読み替えるものとする。</p> <p>(再共済責任の保有) 第40条 本会は、再共済契約により負う再共済責任のすべてを保有する。</p> <p>(共同プール事務) 第41条 本会が前条により保有する再共済責任については、法第28条の4に定めるところに基づき、共同プール事務を行うものとする。</p> <p>2 本会は、前項の共同プール事務に関し必要な事項を定める規約を作成し運輸大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。当該規約の変更をしたときも、同様とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 再共済契約の締結</p> <p>(再共済契約の締結) 第42条 本会は、再共済契約を締結するときは、本会と会員との間に締結された別紙「自動車損害賠償責任共済再共済契約書」によってするものとする。</p> <p>2 会員は、本会の再共済に付するため、あらかじめ、その定款および共済規程を本会に提出して、前項の再共済契約の申込みをしなければならない。</p> <p>(再共済契約の成立) 第43条 本会と再共済契約を締結している会員の共済契約は、その契約が成立したときに当該共済契約に係る再共済契約も成立したものとみなす。</p> <p>2 会員は、前項により、当該再共済契約に係る再共済掛金を共済契約の成立の日の属する月の翌月の末日までに、本会に払い込まなければならない。</p> <p>3 会員が他の会員から共済契約を承継したときは、その時に、本会と当該会員との間に当該共済契約に係る再共済契約が成立したものとみなす。</p>

新	旧
<p>(再共済期間の始期および終期) 第44条 右に同じ</p> <p style="text-align: center;">第3節 再共済金等の支払</p> <p>(再共済金等の支払事由および額) 第45条 右に同じ</p> <p>(再共済金等の請求) 第46条 右に同じ</p> <p>(再共済金等の支払) 第47条 右に同じ</p> <p style="text-align: center;">第4節 再共済契約の異動</p> <p>(通知義務) 第48条 右に同じ</p>	<p>(再共済期間の始期および終期) 第44条 再共済契約の再共済期間の始期および終期は、当該再共済契約に係る共済契約の共済期間の始期および終期と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 再共済金等の支払</p> <p>(再共済金等の支払事由および額) 第45条 本会は、会員が共済金を支払ったときは、共済金の額と同額の再共済を会員に支払うものとする。 2 本会は、会員が損害賠償額または仮渡金を支払ったときは、損害賠償額または仮渡金の額と同額の金額を会員に支払うものとする。 3 本会は、会員が前項の損害賠償額または仮渡金に相当する金額を支払ったことにより共済金を支払ったものとみなされたときは、同項の規定により本会が支払った金額のうち当該支払ったものとみなされた金額に相当する金額につき、再共済金を支払ったものとみなす。 4 本会は、会員が第2項の仮渡金に相当する金額の返還を受けた場合には、その返還を受けた額に相当する金額の返還を会員に請求するものとする。</p> <p>(再共済金等の請求) 第46条 会員は、再共済金、損害賠償額または仮渡金（以下「再共済金等」という。）の支払を請求するときは、再共済金等支払請求書に本会が必要とする書類を添え本会に提出して、支払を請求しなければならない。</p> <p>(再共済金等の支払) 第47条 再共済金等の金額は、調査のため特に日時を要する場合を除き、前条の書類が本会に到達した月の翌月20日までに支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 再共済契約の異動</p> <p>(通知義務) 第48条 会員は、次の各号の場合には、遅滞なく、書面によりその旨を本会に通知しなければならない。 (1) 共済契約申込書に記載した事項に変更があった場合 (2) 自動車の運行によって保有者および運転者以外の者が死亡したことを知った場合</p>

新	旧
<p>(再共済契約者の異動) 第49条 右に同じ</p> <p>(再共済契約の無効) 第50条 右に同じ</p> <p>(再共済契約の解除) 第51条 右に同じ</p> <p>(再共済掛金の払戻し) 第52条 右に同じ</p> <p>(再共済掛金の減額、増額等) 第53条 右に同じ</p> <p style="text-align: center;">第5節 その他事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(再共済契約の消滅) 第54条 右に同じ</p>	<p>(再共済契約者の異動) 第49条 会員は、他の会員から共済契約を承継したときは、当該共済契約に係る再共済契約による権利義務も、同時に、承継するものとする。この場合には、会員は、ただちに、本会に通知しなければならない。</p> <p>(再共済契約の無効) 第50条 共済契約が無効の場合には、当該共済契約に係る再共済契約も、無効とする。</p> <p>(再共済契約の解除) 第51条 共済契約が解除されたときは、当該共済契約に係る再共済契約も、同時に解除されたものとする。</p> <p>(再共済掛金の払戻し) 第52条 本会は、共済契約が無効の場合において、会員が共済掛金を共済契約者に払い戻したときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金を会員に払い戻すものとする。 2 本会は、共済契約が失効し、または解除された場合において、会員が共済掛金の一部を共済契約者に払い戻したときは、取扱規定集に定めるところにより、当該共済契約に係る再共済掛金の一部を会員に払い戻すものとする。</p> <p>(再共済掛金の減額、増額等) 第53条 会員が、共済契約につき、その共済掛金を減額し、または増額したときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金も、同時に、減額され、または増額されたものとする。 2 本会は、前項の規定により再共済掛金が減額され、または増額されたときは、再共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。 3 本会は、会員が共済契約につきその共済掛金を訂正したことにより共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴したときは、当該共済契約に係る再共済契約の再共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする</p> <p style="text-align: center;">第5節 その他事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(再共済契約の消滅) 第54条 会員が共済契約を他の会員に移転したときは、当該共済契約に係る再共済契約は、その時において消滅する。</p>

新	旧
<p>(準備金の積立ておよび取崩し) 第55条 右に同じ</p> <p>(災害等による特別措置) 第56条 本会は、<u>第10条および第11条の規定にかかわらず災害等に伴い、道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合は、</u>共済契約の手続きおよび共済掛金の収受について、別に定める特別措置を適用することができる。</p> <p>(その他の事項) 第57条 右に同じ</p> <p style="text-align: center;">第9章 そ の 他</p> <p>(雑 則) 第58条 右に同じ</p> <p>付 則</p> <p>1. この自動車損害賠償責任共済規程は、<u>平成 年 月 日から施行する。</u> ただし、この共済規程の別紙「自動車損害賠償責任共済掛金率算出方法書」および添付「自動車損害賠償責任共済掛金表」は平成 年 月 日より施行し、平成 年 月 日以降に共済責任を開始する契約から適用する。</p> <p>2. この自動車損害賠償責任共済規程（以下、「共済規程」という。）の一部改定の施行日現在効力を有する契約では共済責任の開始が平成14年3月31日以前の契約はについて、共済証明書に記載されている自動車の運行によって保有者および運転者以外の者が、この共済規程の一部の改正の施行前に死亡したときは、改正前の共済共済規程第31条に規定する追加共済掛金に関する取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p>(準備金の積立ておよび取崩し) 第55条 本会は、別紙「自動車損害賠償責任共済準備金算出方法書」に定める方法により算出した準備金を積み立てなければならない。</p> <p>2 前項の準備金は、別紙「自動車損害賠償責任共済準備金算出方法書」に定める方法により取り崩すことができる。</p> <p>(災害等による特別措置) 第56条 本会は、<u>第10条、第11条、第12条、第13条、および第14条の規定にかかわらず、災害救助法が適用され、かつ、道路運送車両法第61条の2の規定により、</u>自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合は、共済契約締結の手続きおよび共済掛金の収受について、別に定める特別措置を適用することができる。</p> <p>(その他の事項) 第57条 本会は、この規程に規定する場合のほか、再共済契約の変更の取扱いをしないものとする。</p> <p>2 本会は、再共済契約につき、特約をしないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 そ の 他</p> <p>(雑 則) 第58条 この自動車損害賠償責任共済規程に規定のない事項については、関係法令によるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>1. この自動車損害賠償責任共済規程は、<u>平成14年4月1日から施行する。</u> ただし、この共済規程の別紙「自動車損害賠償責任共済掛金率算出方法書」および添付「自動車損害賠償責任共済掛金表」は平成14年2月1日より施行し、平成14年4月1日以降に共済責任を開始する契約から適用する。</p> <p>2. この自動車損害賠償責任共済規程（以下、「共済規程」という。）の一部改定の施行日現在効力を有する契約では共済責任の開始が平成14年3月31日以前の契約はについて、共済証明書に記載されている自動車の運行によって保有者および運転者以外の者が、この共済規程の一部の改正の施行前に死亡したときは、改正前の共済共済規程第31条に規定する追加共済掛金に関する取扱いについては、なお従前の例による。</p>

新	旧
<p>3. この共済規程の一部の改定の施行日現在効力を有する契約で共済責任の開始が平成14年3月31日以前の契約については、この共済規程の一部改定の施行前に発生した共済証明書に記載されている自動車の運行による事故については、損害額の算出にあたっては、なお従前の例による。</p> <p>4. この共済規程は、平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に共済責任を開始する契約にあつては、共済規程第9条、第11条、第32条および第33条中「共済掛金」とあるのは、「共済掛金から法附則7項に規定する<u>保険料等充当交付金</u>（以下『<u>交付金</u>』という。）を控除した金額」と読み替える。</p> <p>5. 交付金の取扱いについては、国土交通大臣が定める<u>保険料等充当交付金交付要綱</u>（以下「<u>要綱</u>」という。）に定めるところによる。 <u>なお、要綱の変更前であっても、交付金の変更が見込まれる場合は、見込みの交付金の額により、取扱うことができる。</u></p>	<p>3. この共済規程の一部の改定の施行日現在効力を有する契約で共済責任の開始が平成14年3月31日以前の契約については、この共済規程の一部改定の施行前に発生した共済証明書に記載されている自動車の運行による事故については、損害額の算出にあたっては、なお従前の例による。</p> <p>4. この共済規程は、平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に共済責任を開始する契約にあつては、共済規程第9条、第11条、第32条および第33条中「共済掛金」とあるのは、「共済掛金から法附則7項に規定する<u>保険料等充当交付金</u>を控除した金額」と読み替える。</p> <p>5. 保険料等充当交付金の取扱いについては、国土交通大臣が定める「<u>保険料等充当交付金要綱</u>」に定めるところによる。</p>

自動車損害賠償責任共済約款改定案 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p>(共済責任の範囲) 第1条 右に同じ</p> <p>(定 義) 第2条 右に同じ</p> <p>(共済責任の始期および終期) 第3条 右に同じ</p> <p>(共済金の額) 第4条 右に同じ</p> <p>(免 責) 第5条 右に同じ</p> <p>(重複契約の場合の免責) 第6条 右に同じ</p>	<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p>(共済責任の範囲) 第1条 当組合は、被共済者が自動車損害賠償責任共済証明書（以下「共済証明書」といいます。）記載の自動車の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害した場合において、法律上の損害賠償責任を負担することによる被共済者の損害を、この約款の条項に従って、てん補します。</p> <p>(定 義) 第2条 この約款で自動車、運行、保有者および運転者とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条に規定する自動車、運行、保有者および運転者とします。 2 この約款で被共済者とは、自動車の保有者およびその運転者とします。</p> <p>(共済責任の始期および終期) 第3条 当組合の共済責任は、共済契約が成立した時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。ただし、共済契約者があらかじめ共済期間の始期を指定したときは、その時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。</p> <p>(共済金の額) 第4条 当組合が支払うべき共済金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、自動車損害賠償保障法施行令（以下「令」といいます。）第12条において準用する令第2条に定める共済金額（以下「共済金額」といいます。）を限度とします。 (1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金の額 (2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用の額 (3) 被共済者が他人に対する求償権の行使、その他損害の防止または軽減に要した費用（被共済者と被害者の間の訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用を除きます。）の額 2 前項の規定による共済金の額のうち、被害者が療養のために労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害にかかる部分は、前項の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条の2に定める額を限度とします。</p> <p>(免 責) 第5条 当組合は、第1条の損害が生じた場合であっても、その損害が共済契約者または被共済者の悪意によって生じたものであるときは、共済金を支払いません。</p> <p>(重複契約の場合の免責) 第6条 当組合は、当該自動車について、この共済契約の他に責任共済の契約または責任保険</p>

新	旧
<p>(共済事故の発生) 第7条 右に同じ</p>	<p>の契約が締結されている場合においては、締結したときがより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した損害については、共済金を支払いません。</p> <p>2 当組合は、前項の場合において、法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額の支払または法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の規定による仮渡金の支払（以下この項、第4項および第10条において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払として給付をしたときは、当組合または被害者がこの共済契約の他に締結したときがより早い契約があることを知っていた場合を除き、その給付をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした給付の返還を請求する権利を失うものとしします。</p> <p>3 当組合は、当該自動車について、この共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合において、締結したときが最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し共済金の支払をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について共済金を支払いません。</p> <p>4 当組合は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払として給付をしたときは、当組合または被害者がこの共済契約の他に締結したときが最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払について共済金の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした給付の返還を請求する権利を失うものとしします。</p> <p>(共済事故の発生) 第7条 共済事故またはその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者または被共済者は、次の各号の事項を履行しなければなりません。</p> <p>(1) 共済事故またはその原因となるべき事実発生の日時、場所、その状況、被害者の住所氏名、年齢および職業ならびにこれらの事項の証人となる者がいるときはその者の住所氏名、損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面で当組合に通知すること。</p> <p>(2) 前号の書類の外、当組合が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に対し損害の賠償を請求することができる場合においてその権利の保全または行使について必要な手続をすることおよびその他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。</p> <p>(4) 損害賠償責任に関する訴を提起しようとするときまたは提起されたときは、ただちに、書面により当組合に通知すること。</p> <p>2 当組合は、前項第3号の場合に要した費用を第4条第1項に規定する損害の額と合算し共済金額を限度として共済金を支払います。</p>

新	旧
<p>(訴訟等の費用) 第8条 右に同じ</p> <p>(損害てん補の請求) 第9条 右に同じ</p> <p>(共済金の支払) 第10条 右に同じ</p> <p>(評価人および裁定人) 第11条 右に同じ</p> <p>(指定紛争処理機関の調停) 第12条 右に同じ</p>	<p>(訴訟等の費用) 第8条 第1条の損害に関し、被共済者と被害者との間に争いが生じた場合において、当組合は、被共済者が支出する訴訟、仲裁、和解または調停に関する一切の費用を支払いません。</p> <p>(損害てん補の請求) 第9条 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、被共済者と被害者との間に第4条第1項に規定する損害の額の確定した日から30日以内または当組合が承認した猶予期間内に、被共済者は、共済金請求書に損害賠償金の支払いを証明する書類その他当組合が必要とする書類を添えて、これを当組合に提出しなければなりません。 2 当組合は、特に必要があると認めるときは、当組合の指定する医師の診断書の提出を求めことができます。この場合において、必要な費用は、当組合が負担します。</p> <p>(共済金の支払) 第10条 当組合は、前条の請求を受けた日から30日以内に共済金を支払います。ただし、当組合がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、このかぎりではありません。 2 当組合は、被共済者が共済金の支払の請求について前条の手続を2年間怠ったときまたは被害者が損害賠償額等の支払の請求に必要な手続を2年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができます。</p> <p>(評価人および裁定人) 第11条 当組合の支払うべき共済金の額について、当組合と被共済者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名の評価人の判断に任せます。もし、評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人に裁定させます。 2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は半額ずつこれを負担するものとします。</p> <p>(指定紛争処理機関の調停) 第12条 前条の規定にかかわらず、当組合が支払うべき共済金または損害賠償額の額の決定について、当組合と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5の指定する紛争処理機関に、紛争処理を申請することができます。 2 当組合は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において判決、和解または調停等による解決が行われた場合、には、このかぎりではありません。</p>

新	旧
<p>(代 位) 第13条 右に同じ</p> <p>(通知義務) 第14条 右に同じ</p>	<p>(代 位) 第13条 被共済者が他人に対し損害の賠償を請求することができる場合において、当組合が被共済者に共済金を支払ったときまたは法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定により被害者に損害賠償額の支払をしたときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、当組合は、共済金または支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得します。</p> <p>2 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、前項の権利を行使するために必要な一切の書類を当組合に交付しなければなりません。</p> <p>(通知義務) 第14条 共済契約締結の後、次の各号の場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を当組合に書面で通知しなければなりません。</p> <p>(1) 法第20条に規定する事項について変更したとき。</p> <p>(2) 自動車を他人に譲渡したとき。</p> <p>(3) 自動車が法第10条に規定する自動車となったとき。</p> <p>(4) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が発生したとき。</p> <p>(5) 自動車の運行によって保有者および運転者以外の者が死亡したとき。</p> <p>(6) 当該共済契約と重複する他の共済契約または保険契約を締結するとき。</p> <p>2 当組合は、前項第1号または第4号の場合において、共済証明書にその旨の記載をするときは、令第12条において準用する令第10条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとします。この場合には、当組合は、その減額または増額により生じた共済掛金の過不足の額を払い戻し、または追徴するものとします。</p> <p>3 前項の規定により共済掛金を減額し、または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。</p> <p>4 当組合は、第1項第1号または第4号に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した損害を当組合がてん補した場合において、共済契約者または被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができます。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に令第17条において準用する令第10条に定めるところにより共済掛金を増額する場合に生じた共済掛金の不足額を払込みしたときは、このかぎりではありません。</p> <p>5 当組合は、共済契約者が第2項の規定による共済掛金の不足額の追徴または前項の規定によるてん補した金額の支払の請求に応じないときは、共済証明書に第1項の規定による記載をしないことができます。</p>

新	旧
<p>(共済契約者の権利義務の承継) 第15条 右に同じ</p> <p>(共済契約の無効) 第16条 右に同じ</p> <p>(共済契約者による解除) 第17条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にかぎり、将来に向かって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、<u>第15条の2</u>または第16条の規定により、<u>それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</u></p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長</u>（以下「運輸支局長」といいます。）<u>または軽自動車検査協会提出した場合</u></p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 登録証書の交付を受けた自動車について、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第2条第2項の締約国において使用するため関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(6) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(7) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を<u>運輸監理部長または運輸支局長</u>に返納した場合</p> <p>(8) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を<u>運輸監理部長または運輸支局長</u>に返納した場合</p> <p>(当組合または共済契約者による解除) 第18条 右に同じ</p>	<p>(共済契約者の権利義務の承継) 第15条 自動車が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利義務を承継することを共済契約者と約し、当組合が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、その自動車が譲渡された時に、その承継について当組合の承認があったものとみなします。</p> <p>(共済契約の無効) 第16条 共済契約締結の当時、共済契約に関し、共済契約者または被共済者に詐欺の行為があったときは、共済契約は無効とします。</p> <p>(共済契約者による解除) 第17条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にかぎり、将来に向かって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、<u>車台が変わったことまたは運行の用に供することをやめたことにより</u>まっ消登録を受けた場合。</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>地方運輸局陸運支局長</u>（以下「陸運支局長」といいます。）<u>または軽自動車検査協会に提出した場合</u>。</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長に提出した場合。</p> <p>(4) 登録証書の交付を受けた自動車について、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第2条第2項の締約国において使用するため関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(6) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合。</p> <p>(7) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合。</p> <p>(8) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を<u>陸運支局長</u>に返納した場合。</p> <p>(当組合または共済契約者による解除) 第18条 当組合または共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、将来に向かって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 自動車が法第10条に規定する自動車となった場合。</p> <p>(2) 当該自動車について他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合。</p>

新	旧
<p>(告知義務違反による解除) 第19条 右に同じ</p>	<p>(告知義務違反による解除) 第19条 当組合は、共済契約締結の当時、共済契約者が悪意または重大な過失によって法第20条各号に規定する事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約を解除することができます。ただし、当組合が、共済契約締結の当時、その告げなかった事実を知りまたはその告げたことが不実であることを知っていたとき、あるいは過失によってその告げなかった事実を知らずにまたはその告げたことが不実であることを知らなかったときは、このかぎりではありません。</p> <p>2 当組合が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</p> <p>3 当組合は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故による損害をてん補したときは、共済契約者に対してそのてん補した金額の支払を請求することができます。</p> <p>4 第1項の規定による解除権は、当組合が共済契約者または被共済者の申出により共済証明書の記載を訂正したときまたは当組合が解除の原因を知ったときから1か月間これをおこなわなかったときもしくは共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅します。この場合において、共済証明書の記載の訂正に伴い、共済掛金を訂正する必要があるときは、当組合は、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴することができます。</p> <p>5 第1項から前項までの規定は、共済契約締結の当時、自動車の保有者または運転者であつて共済契約者以外であるものの悪意または重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく法第20条各号に規定する事項について事実を告げずまたは不実のことを告げた場合について準用します。</p>
<p>(共済証明書の返納) 第20条 右に同じ</p>	<p>(共済証明書の返納) 第20条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済標章の交付を受けている自動車にあつては共済証明書および共済標章を、その他の自動車にあつては共済証明書を当組合に返納しなければなりません。</p>
<p>(共済証明書等の再交付) 第21条 右に同じ</p>	<p>(共済証明書等の再交付) 第21条 当組合は、共済証明書または共済標章を次の各号の場合に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、共済契約者は共済証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷または識別困難となった共済証明書または共済標章の提出があつた場合。</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により共済証明書または共済標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があつた場合。</p>
<p>(共済掛金の変更) 第22条 右に同じ</p>	<p>(共済掛金の変更) 第22条 共済契約の成立後において、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があつたときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を追徴または返還します。</p>

新	旧
<p>(共済掛金の返還) 第23条 右に同じ</p> <p>(共済契約の移転) 第24条 右に同じ</p> <p>(準拠法) 第25条 右に同じ</p> <p>付 則 右に同じ</p>	<p>(共済掛金の返還) 第23条 当組合は、共済契約者または被共済者の責に帰すべき事由による共済契約の無効の場合には、共済掛金を返還しません。</p> <p>2 当組合は、共済契約者または被共済者の責に帰すべき事由による共済契約の失効の場合または第19条第1項（同条第5項において準用する場合を含みます。）および第16条の解除の場合には、全共済期間に対する共済掛金から当組合の定める「自動車損害賠償責任共済掛金率表」中の返還共済掛金の計算により経過期間に対する共済掛金を控除して、その残額を共済契約者に返還します。</p> <p>3 前2項の場合を除き、当組合は、共済契約の無効の場合には共済掛金の全額を、失効の場合にはその翌日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する共済掛金を共済契約者に返還します。</p> <p>4 当組合のみの責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合および当組合が第17条の規定により共済契約を解除した場合には、当組合は、前項の規定により計算した共済掛金を共済契約者に返還します。</p>

自動車損害賠償責任共済規程一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案	改正の理由・趣旨
<p>－ 省 略 －</p> <p>(共済契約の承諾)</p> <p>第10条 本会は、前条第1項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。</p> <p>ただし、法第24条第2項第3号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第11条各号に掲げる事項に該当する場合には、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 令第11条第1号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(2) 令第11条第2号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(3) 令第11条第3号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(4) 令第11条第4号に掲げる事項の場合には、自動車の継続検査の場合に新たに記入されるべき自動車検査証の有効期間の始期前1か月以内になされた申込みについて自動車検査証の有効期間と共済期間のずれのため、<u>1か月未満のしんしゃく期間を認める場合</u>以外は承諾しないものとする。</p>	<p>－ 省 略 －</p> <p>(共済契約の承諾)</p> <p>第10条 本会は、前条第1項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。</p> <p>ただし、法第24条第2項第3号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第11条各号に掲げる事項に該当する場合には、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 令第11条第1号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(2) 令第11条第2号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(3) 令第11条第3号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(4) 令第11条第4号に掲げる事項の場合には、自動車の継続検査の場合に新たに記入されるべき自動車検査証の有効期間の始期前1か月以内になされた申込みについて自動車検査証の有効期間と共済期間のずれのため、<u>別に定めるしんしゃく期間を認める場合</u>以外は承諾しないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1カ月のしんしゃく期間では短い実態があり、自動車損害賠償責任保険事業方法書（損保）との整合性を図る。
<p>－ 省 略 －</p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第28条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にかぎり、本会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 登録自動車について、<u>道路運送車両法第15条第1項の規定によりまっ消登録を受け、もしくは同条第3項の規定によりまっ消登録のあった旨の通知を受けた場合（同条第1項第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。）</u>または同法第16条第1項の規定によりまっ消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>地方運輸局陸運支局長（以下「陸運支局長」という。）</u>または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止した場合（特別区または市町村の条例で小型特殊自動車または原動機付自転車に当該特別区または市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区または市町村の長に提出した場合に限る。）</p> <p>(4) 登録証書（特例法第5条第1項の登録証書をいう。以下同じ。）の交付を受けた自動車について、特例法第2条第2項の締約国において使用するため関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸出の許可を受けた場合</p>	<p>－ 省 略 －</p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第28条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にかぎり、本会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 登録自動車について、<u>道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</u></p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）</u>または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止した場合（特別区または市町村の条例で小型特殊自動車または原動機付自転車に当該特別区または市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区または市町村の長に提出した場合に限る。）</p> <p>(4) 登録証書（特例法第5条第1項の登録証書をいう。以下同じ。）の交付を受けた自動車について、特例法第2条第2項の締約国において使用するため関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸出の許可を受けた場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路運送車両法の改正にあわせて条文を整備する。 ● 国土交通省設置法の一部を改正する法律にあわせて条文を整備する。（以下、7号、8号において同じ。）

現 行	改 正 案	改正の理由・趣旨
<p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(6) 道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(7) 道路運送車両法第36条の2第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を陸運支局長に返納した場合</p> <p>(8) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を陸運支局長に返納した場合</p> <p>－ 省 略 －</p> <p>（災害等による特別措置）</p> <p>第57条 本会は、第9条、第10条および第11条の規定にかかわらず、<u>災害救助法が適用され、かつ、道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合は、共済契約の締結の手続きおよび共済掛金の收受について、別に定める特別措置を適用することができる。</u></p> <p>－ 省 略 －</p> <p>付 則</p> <p>3 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に共済責任を開始する契約にあっては、規程第9条、第11条、第13条、第32条および第33条中「共済掛金」とあるのは、「共済掛金から法附則第7項に規定する保険料等充当交付金を控除した金額」と、第43条、第52条および第53条中「再共済掛金」とあるのは「再共済掛金から法附則第7項に規定する<u>保険料等充当交付金を控除した金額</u>と読み替える。</p> <p>4 法附則第7項に規定する<u>保険料等充当交付金</u>の取扱いについては、国土交通大臣が定める<u>保険料等充当交付金交付要綱</u>に定めるところによる。</p>	<p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(6) 道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(7) 道路運送車両法第36条の2第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</p> <p>(8) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を<u>運輸監理部長または運輸支局長</u>に返納した場合</p> <p>－ 省 略 －</p> <p>（災害等による特別措置）</p> <p>第57条 本会は、第9条、第10条および第11条の規定にかかわらず、<u>災害等に伴い、道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合は、共済契約の締結の手続きおよび共済掛金の收受について、別に定める特別措置を適用することができる。</u></p> <p>－ 省 略 －</p> <p>付 則</p> <p>3 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に共済責任を開始する契約にあっては、規程第9条、第11条、第13条、第32条および第33条中「共済掛金」とあるのは、「共済掛金から法附則第7項に規定する保険料等充当交付金を控除した金額」と、第43条、第52条および第53条中「再共済掛金」とあるのは「再共済掛金から法附則第7項に規定する<u>保険料等充当交付金（以下「交付金」という。）を控除した金額</u>と読み替える。</p> <p>4 法附則第7項に規定する<u>交付金</u>の取扱いについては、国土交通大臣が定める<u>保険料等充当交付金交付要綱（以下「要綱」という。）</u>に定めるところによる。 <u>なお、要綱の変更前であっても、交付金の変更が見込まれる場合は、見込みの交付金の額により、取り扱うことができる。</u></p> <p>付 則（平成 年 月 日一部改正） （施行期日）</p> <p>1 この規程の一部改正は、平成 年 月 日より施行する。 ただし、この規程の別紙「自動車損害賠償責任共済掛金率算出方法書」および添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」の一部改正は平成 年 月 日より施行し、平成 年 月 日以降始期を有する契約から適用する。</p>	<p>● 国土交通省から、自動車検査証の有効期間の伸長は、災害救助法の適用時以外もあり得るとの指摘を踏まえ、災害救助法の適用を条件から削除する。</p> <p>● 保険料等充当交付金交付要綱の変更前であっても、交付金の変更が見込まれる場合は、見込みの交付金の額により取り扱うことができることを規定上明確にする。</p>

自動車損害賠償責任共済約款一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案	改正の理由・趣旨
<p>－ 省 略 －</p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第17条 共済契約者は、次条(交協連または共済契約者による解除)に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にかぎり、交協連に対する書面による通知をもって将来に向かって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) <u>登録自動車について、車台が変わったことまたは運行の用に供することをやめたことによりまっ消登録を受けた場合</u></p> <p>(2) <u>軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を地方運輸局陸運支局長(以下「陸運支局長」といいます。)または軽自動車検査協会に提出した場合</u></p> <p>(3) <u>小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長に提出した場合</u></p> <p>(4) <u>登録証書の交付を受けた自動車について、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第2条第2項の締約国において使用するため関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p>(5) <u>締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p>(6) <u>臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u></p> <p>(7) <u>回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を陸運支局長に返納した場合</u></p> <p>(8) <u>臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を陸運支局長に返納した場合</u></p>	<p>－ 省 略 －</p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第17条 共済契約者は、次条(交協連または共済契約者による解除)に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にかぎり、交協連に対する書面による通知をもって将来に向かって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) <u>登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</u></p> <p>(2) <u>軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長(以下「運輸支局長」といいます。)または軽自動車検査協会に提出した場合</u></p> <p>(3) <u>小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長に提出した場合</u></p> <p>(4) <u>登録証書の交付を受けた自動車について、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第2条第2項の締約国において使用するため関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p>(5) <u>締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p>(6) <u>臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u></p> <p>(7) <u>回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</u></p> <p>(8) <u>臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路運送車両法の改正にあわせて条文を整備する。 ● 国土交通省設置法の一部を改正する法律にあわせて条文を整備する。(以下、7号、8号において同じ。)